

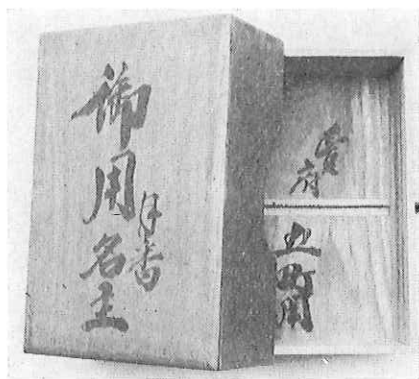
第五章 町方のくらし

第一節 名 主

五町名主と 豊岡十町（宵田町・中町・下町・久保町・寺町・小尾崎町・新町・京口町・竹屋町・小田井町）
端町名主 には、各町に名主が置かれていた。

それは、いつのころからかはっきりしない。しかし、『豊岡五町除租由来書』（『豊岡誌』）には、承応二年（一六五三）に五町「町代」とみえ、古くは名主は町代と呼ばれていたが、宝永二年（一七〇五）四月二十六日「他国をも御聞合被_レ成候処、丁代ト申ス名不_レ宜」ということで名主と呼ばれるようになった。

十町の名主のうち五町名主と一段高くみなされた名主があるが、それは宮部善祥房が天正十年（一五八二）に地子を免除した五町（宵田町・中町・下町・小尾崎町・裏町_{||}寺町）に由来する。はじめは、この地子免除の特権を与えられた五町の名主をいったものであるが、寛政六年（一七九四）に苗字帯刀を許された時の五町名主は、宵田町・中町・下（文政二年に嘉字をえらび滋茂となる）町・寺町・久保町の名主に変わっている。してみると、はじめの歴史的な由来による五町の名主から、財力識見のともなった人物のいる町の名主をいうよ



写189 月番行司名主の公用書状箱
(石田松藏氏蔵)

良右衛門、下町名主・由利又右衛門、寺町・久保町兼帯名主・鳥井忠左衛門の四名である。五町名主・端町名主の格式の差は、毎年一月四日の「上様御礼日」（藩主が、御目通り以上の百姓・町人・寺院・社家・医師らの年頭の挨拶を受ける日）に出頭する場合とか、藩主が出国・入国の送迎のときの序列などに現われる。たとえば、次のような例がある。

文化九年一月四日

今朝、四ツ時、御上様へ年頭御祝詞、御奉行所江申上候。最初五町名主四人、もつとも尤帯刀ニ而出候。次ニ端町名主五人、次ニ御目見、御目通町人。

（『鳥井』）

うになつたとみえる。その後、天保七年（一八三六）以降は、宵田町・中町・滋茂町・寺町・京口町の名主を五町名主といった。五町名主以外の名主は端町名主と呼ばれ、一段下の格式と考えられていた。五町名主の中には宵田町名主・福井八郎左衛門、中町名主・由利脉藏のように明和八年（一七七二）ごろより苗字帯刀を許された者もあつたが、それはあくまで対外的（他所向）な場合であつて、豊岡内（地内）でも公然と許されるようになったのは寛政六年（一七九四）十月十九日以降のことである。『舟木日記』に「五丁名主・自他共苗字帯刀御免ノ事」と見えている。苗字帯刀御免となつたのは当時の五町名主の宵田町名主・村尾彦左衛門、中町名主・由利



写190 鳥井家『公私之日記』
江戸時代中期から120年近く書き綴られた。
(市指定文化財、桜町・鳥井忠文氏蔵)



写191 由利九十郎の『公私之日記』そ
の他の古文書
(東京・由利健一・裕三両氏より豊岡市
に寄贈されたもの)

名主のしごと

町政をあずかっていたのは五町名主である。交代で月ごとに月番行司として町政にかかわり、町奉行所小頭の支配下にあった。

名主の下には、組頭くみがしらを置いた。各町には五人組の組織があって、五戸か、それ以上の戸数が集まって一組をつくり、その組内で組頭を選出し、その組頭のうち毎月交代で行司組頭を勤め、名主の手足となった。

名主の会合の場所は、別に決まっていなかったが天保十二年六月五日、名主会席を由利老五郎の表宅に定め十町会所として席料年一兩を払い、毎月二日・十二日・二十二日を定日として、寒い時節は昼飯後、暑い間は早朝に集まることにした。

以下、名主の仕事を列挙すると次のようなものがある。

- ① 御触れの伝達
- ② 奉行所の依頼による諸調査
- ③ 運上銀の徴収と上納
- ④ 宗門改めなど諸改め、吟味の立合い
- ⑤ 減刑赦免嘆願と回礼
- ⑥ 出火の際の火消し人足の指揮
- ⑦ 諸届の受理と提出
- ⑧ 祭礼参拝と祭礼の世話

⑨ 町経費の計算と管理

⑩ 諸役出向（出役）

⑪ 送迎やあいさつ

⑫ 諸帳簿の記録と保管

①の御触れにはいろいろなものがあるが、例年出される主なものは、正月行事の触れ・盆中の禁令・儉約令・博奕禁止令などである。

②の奉行所の依頼による諸調査も、いろいろである。例年あるものでは石代取調べ・宗門帳下書き取調べなどであるが、ほかに年によって伝馬銭取調べ（文政五年・九年）・お蔭参り人数取調べ（文政十三年）・高齢者調べ（天保元年・十一年）・天保の飢饉時には窮人調べ（天保四年）・至孝奇特人調べ・難波人取調べ（天保十年）や、不孝者や怠者調べとして両親へ「仕方悪敷者・家業無精之者書上」（天保十一年）などがある。

③は米端売り・骨柳師・塩店・川船などの運上銀の徴収と上納がある。

④は例年二月二日ごろ行なわれる宗門改めに立合い、各人がでると評定所に連行して立合った。

⑤は奉行所と小頭宅へ、名主は各人の赦免の嘆願に廻った。赦免の許しが出ると行司名主つきそいで奉行所にお札に行き、小頭宅へは各人の出た町名主が組頭・親類一同を召連れて回礼した。

⑥は出火の節に名主は現場に出向いて火消し人足の指揮をとり、奉行所役人に協力した。

⑦は諸届、例えば「他行願」（他領に行く場合の届）・「帰住願」（他領より帰住する届）・「他住願」（他領に移住する届）などの受理と提出。帰住願い・他住願いには、あやしい者でないとの名主の「送り状」がつく。

「帳外人願」（行方不明などのために宗門帳から外す願い）・「妻合届」（結婚届）・「営業許可願」なども受理して奉行所へ提出した。その他、種々の願書類には名主の奥書きがあることが多かった。

⑧は二月の初午・三月の二ノ午・四月の御霊社祭礼・四月中旬または下旬と五月上旬または中旬に行なわれる山王・小田井両社の五穀豊穰祈願、九月の山王社祭礼などには、五町名主や十町名主がそろって参拝し初穂を献じている。

⑨は例年、年度末には、夫銀割りなどの町経費の計算をしている。

⑩は名主は時に札幌・産物会所・勝手方などへ出役を藩から命じられ出向している。「御用講」「頼銀」などの世話人を命じられることもしばしばであった。

⑪は既述の「上様御礼日」の年頭祝詞言上とか藩主参勤の送迎などのほかに、例年八月に行なわれる飛地の二方郡宗門改めに奉行が出向く際の送迎・幕府諸役人（巡見使・天文方など）の送迎・遊行上人や本願寺門主通行の送迎・久美浜代官が作州（岡山県）出張のため豊岡通過の時の送迎などがある。

⑫は五町名主は交代で月番行司として町政にかかわるわけであるが、交代の際に御用箆笥や「月番帳」「御触帳」などの諸帳簿を引継ぎ、日々の記録や御触れの写しの記帳・保管に当たった。

以上のほかにも、種々雑多な公的な仕事がある上に、町内の私的なもめごとの仲裁や交際、檀那寺など社寺関係の仕事なども多かった。由利・鳥井両家の『公私之日記』は、名主を勤める家の「先例備忘録」でもある。

名主の報酬

このように仕事が多いにもかかわらず、名主に対する報酬はほとんどなかった。町によっては名主袴料として若干の金子を持って行ったようである。名主になれば、袴を着用する場合は多いの

新 町	京 口 町	久 保 町	竹 屋 町	小 田 井 町
菊屋彦左衛門	白金屋庄助 彦左衛門	鍋屋治兵衛	与三左衛門 茂右衛門	辻屋長右衛門
菊屋利兵衛	栃江屋八郎左衛門	紺屋五郎左衛門	伝兵衛 鍋屋忠左衛門	紺屋善兵衛
伏屋寅左衛門				嘉 七 市郎兵衛
	楡物屋義左衛門		与左衛門	鍛冶五左衛門
茶屋喜左衛門		鍋屋又三郎	鍋屋五兵衛	三郎左衛門
	茶屋喜左衛門 綿屋吉左衛門	紙屋源左衛門	鳥屋伊左衛門	伯耆屋市五郎
丹後屋八九郎	高松屋源八	糝屋長五郎		
		紺屋嘉左衛門		
新三郎	大磯屋安平次		塩屋源左衛門	
	高松屋源八	紙屋源左衛門	鍋屋又左衛門	市兵衛
			塩屋源左衛門	
茶屋五左衛門	佐野屋新兵衛	糝屋忠左衛門		鍋屋仙三郎
		丹後屋藤兵衛		辻屋長右衛門
		糝屋忠左衛門	鍋屋与三左衛門	

第五章 町方のくらし

表57 名主一覧表

年代	宍田町	中町	下町	寺町	小尾崎町
元禄7年	武右衛門	河原治郎左衛門	鍋屋六左衛門	研屋忠左衛門	菊屋徳左衛門
" 11	丹後屋八郎左衛門				
" 13				紺屋武左衛門	
" 15				五郎左衛門	
" 16			湊屋吉左衛門		
宝永2年		河守屋与右衛門			
" 4					
" 5					
正徳4年		綿屋勘左衛門			
享保元年					利兵衛
" 2					宇兵衛
" 6					
" 11		河守屋与兵衛			
" 13		鍋屋義兵衛			
" 17	舟屋藤兵衛	綿屋勘左衛門			
" 19		綿屋清兵衛			
" 21		丹後屋伝左衛門			
元文2年		舟屋小右衛門		市重郎	
" 3					
" 13					
寛保3年					鍋屋善左衛門
延享元年			中屋長五郎		
" 2		鍋屋又三郎			
" 4			鍋屋五兵衛	舟屋藤兵衛	
" 5					
寛延3年		綿屋勘左衛門			
宝暦5年					
" 6				二方屋又左衛門	
" 7	丹後屋八郎左衛門		鍋屋庄五郎	丹後屋八郎左衛門	
" 8					
" 10		鍋屋新治郎		油屋与右衛門	
" 13	油屋彦左衛門	丹後屋伝左衛門			丹後屋八九郎
明和2年					
" 3			鍋屋又左衛門	紺屋利左衛門	
" 4					
" 5					鍋屋善左衛門
" 6					
" 7	舟屋与市郎				
" 8	福井八郎左衛門	由利脉藏	湊屋吉左衛門		
" 9				二方屋又左衛門	
安永2年	紺屋勘兵衛				
" 3					
" 4		舟屋嘉兵衛			六兵衛
" 5	由利五郎左衛門				
" 6	鍋屋義兵衛				
" 7					
" 9			今井庄五郎	糞屋忠左衛門	石佐屋村右衛門
天明元年				二方屋又左衛門	
" 2			宮津屋庄五郎	鍋屋義兵衛	紺屋治次郎
" 3				糞屋忠左衛門	

新 町	京 口 町	久 保 町	竹 屋 町	小 田 井 町
晒喜屋文次郎 六方屋源左衛門 源兵衛				
五左衛門			又右衛門	七郎兵衛 彦右衛門
	源 藏	太平衛		庄 藏
源兵衛 菊屋利兵衛	高松屋彦右衛門	鳥井忠左衛門	尾場瀬屋善兵衛	伯耆屋五左衛門
				桶屋伝兵衛
六方屋茂右衛門			今井三郎右衛門	治 助
	柳屋義左衛門			由利九十郎 (桶屋)伝兵衛
				(鶴屋太左衛門) 鶴屋太左衛門
菊屋利兵衛	壺屋義右衛門	鳥井山三郎 (忠左衛門)	橋本久次郎 橋本直右衛門 {保田勘左衛門 {橋本直右衛門	宗兵衛 (桶屋)伝兵衛
六方屋茂右衛門			{由利六左衛門 {保田長左衛門	
			金屋彦左衛門	{宗兵衛 {伝兵衛
文治郎				
新吉				
重三郎			源之助	八郎右衛門

第五章 町方のくらし

名主一覧表(つづき)

年代	宵田町	中町	下町	寺町	小尾崎町
天明4	油屋彦左衛門		鍋屋又衛門		唐笠屋文三郎
" 8					作右衛門
寛政2		六郎右衛門			平左衛門
" 3					作右衛門
" 4					
" 6		由利良右衛門		鳥井忠左衛門	
" 7					
" 9					
" 11					
享和元	福井庄三郎				紺屋九兵衛
文化2	福井八郎左衛門				
" 5					
" 6					
" 8					
" 9	村尾市左衛門	由利九十郎			
" 11					
" 12					
" 14			今井三郎右衛門		
" 15					庄次郎
文政3					鍋屋善左衛門
" 4					
" 6					
" 7					
" 11		由利定平			
" 12		由利良右衛門			
" 13		由利九十郎			
天保4	福井庄三郎	{由利良右衛門			
" 5		{由利六左衛門			
" 6		{(九十郎)			
" 7	福井八郎左衛門	{由利良右衛門			
" 8		{由利六左衛門			
" 9					
" 10		保田勘左衛門	橋本久次郎	鳥井山三郎	
" 11			橋本直右衛門	鳥井忠左衛門	
" 12					
" 13		由利六左衛門	橋本直右衛門		
" 14		保田長左衛門			
弘化2					
" 3			由利六左衛門		
" 5	福井庄三郎		保田長左衛門		
嘉永2			今井三郎右衛門		
" 3					
" 4	由利三左衛門				
" 5		今井三郎右衛門			重三郎
" 6		保田長左衛門			
安政2		福井庄三郎			
" 3					
" 6					

で、その損料を町内から差上げるといふわけである。毎年、盆前の七月十三日か十四日に、組頭行司（月当番の組頭）が集めて名住宅に持参した。久保町の例では、文化十一年（一八一四）までは一軒ごとに十六文ずつ集めていたが、以後は銀札八匁を例年とも届けている。

その他、役儀上のいろいろの付届けなどもあった。例えば例年、石代取調べ前には斗米屋が鴨一羽を持参して挨拶に来るとか、御料所庄屋惣代が来て「石代之儀可然相頼」み肴料一封（文化十三年度は十五匁）を持参するとかいふことがあった。石代取調べ後は、謝礼を行司名主へ持寄って五町名主で配分している。金額はすべて符牒で記録されているので、その総高は不明である。

いずれにしても各名主は、それぞれ家業を営んでいるので給料といったものはなかった。しかし、藩の御用を勤めることが多いので、年頭か、年末に慰労の意味で城館や奉行所に招かれて酒肴を供され、金子目録などを頂戴することも多かった。

第二節 年中行事

正 月 毎年、暮の大晦日おひそかか、年末おしつまったところに、次のような触れがきままって出されている。

- ① 正月水祝をやめる事
- ② 諸勝負、たとい一銭のことでも堅く停止の事
- ③ 儉約については承知のことと思うが、ますます嚴重に守って心得違いをしない事

④ 来る正月四日、十町名主・御目見・御目通町人は、御上様へ年頭の御祝詞を申し上げる事。ただし、大石氏・高木氏（以上、神主）・定光院（行者）・御目見医師方へはその町々から通達的事

⑤ 正月四日、御松直し人足を一町より二人ずつ、喪に服していない者で、山刀・鎌を持って暁六ツ時に御作事へ差し出す事

以上の触れや当時の日記類から正月行事を考察すると、次のようになる。

元旦は各家では年棚か神棚に歳徳神を祀り、早朝に若水を汲み、家内うち揃って蓬米飾（三宝の上に白紙・齒朶・譏葉・昆布を敷き、米・榎搗栗・穂俵・串柿・橙・柚子・密柑・海老などを積んだもの）を拝し、大福（若水でいれた茶に小梅・昆布または大豆・山椒などを入れたもの）を喫し、雑煮を祝い、新年を寿いで盃事をした。

それがすむと社寺に参詣し、町内を回礼してまわった。

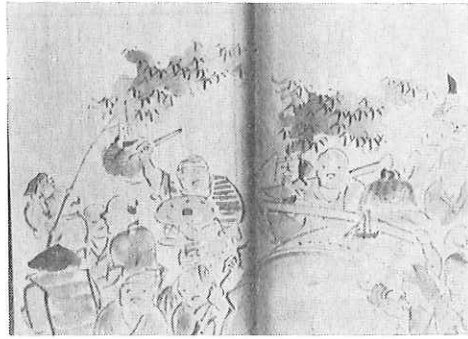
二日は事をはじめで、吉方から買い初めをし、富裕な家では蔵開きをした。また子どもたちはこの日、読み初め、書き初めをした。家によっては謡初めなどをするところもあった。

商家では、この日に仕入れ・売上げの大福帳に年号の記入をした。

正月三ケ日は雑煮を祝い、年始回礼にまわり歩いた。

四日は「上様御礼日」で、御目通り以上の町人は領主在邑（領地滞在）中なら御殿へ、在府（江戸滞在）中は奉行所へ、四ツ時（午前十時）に年頭の祝詞言上に参上した。

また、この日は御殿の門松直し人足として各町より二人ずつ、山刀・鎌持参で明六ツ（午前六時）に作事場



写192 狐狩の絵 (南条鷺橋著『文の都豆麗』より)

へ出頭した。門松は年末の二十八日ごろ、「御松はやし人足」として村方から人足が出て立てたようである。

七日には、七草粥がらを祝って七日正月が終わる。

狐狩 正月十四日に行なわれた子供の行事に「狐狩」がある。もとは狐などの害獣を除く目的で小正月(一月十五日)に行な

れた子祝的な(あらかじめ祝う)行事で担い手は大人であり、特にその年の作柄に強い関心を寄せていた農民の間の慣行的な行事であった。それがいつしか子どもたちのものとなり、豊岡では江戸時代を通じて明治の初年ごろまで子どもたちの間で行なわれていた。

キツネゲエー(狐狩)候

穴掘り候 橋の下へすっこんだ

はいよってポイ出せ ワアワアワア

と唱言となげごとをはやしながら鐘・太鼓を鳴らし、法螺貝はらを吹いて街路を練り回るだけのことである。しかし、各町々

の子どもが思い思いに町中を走り回るから、途中でぶつかったり、子ども同志の喧嘩が始まったりするので、

文政三年(一八二〇)一月九日、「町々狐狩廻路之義是迄区々ニ而有之候処、今日月番へ七町組頭行司被三招、町々同様之廻路被三申談候処、御神慮ニ任」せようということになって日吉神社の神くじを引いて巡路を定めている。それによると、寺町は堀端を通過して宵田町に出て、外の町々も同じように回るといった具合であ

った。

この狐狩が純粹に子どもの行事として一日が終わるものであれば問題はないのであるが、子どもの行事の傍観者であるはずの大人、特に成年式（十五歳）を過ぎたばかりの若者たちが関与することが多いので、そのころの豊岡藩としては、その弊害防止のための手を打たねばならなかった。

文化十年（一八一三）一月十三日には「狐狩近年……三味線弾候様成義若者心得違不_レ致様申付旨」の触れが出てゐる。このように、毎年一月十日を過ぎると、町奉行所から狐狩に関して注意事項が通達されて来た。

文化十二年一月十一日の触れで改めて、

一、狐狩之義以來十五歳以上之者罷出候義無用之事。但小兒介抱之ため召連罷出候義へ格別の事

一、若者ら初狐狩祝儀、以來停止之事

つまり以後、①十四歳以下の者しか参加できない。ただし、子ども介抱のため付き添うのは例外として許す、②若者が初（狐）狩といって祝儀をねだつてはいけない、の二点を通達し、翌年より「右之趣去ル亥春改而被_二仰付_一」統承知之義」であるが「若し又若者心得違無_レ之様」毎年くり返し、この二点を触れている。

これをもってみると、若者たちの参加はなかなかやまず、初狩祝といつて前年に男子が出生した家をめぐけて祝儀をねだることも跡をたたなかつたことが察せられる。事実、文政六年（一八一三）一月十四日の狐狩では、寺町の若者が福田の新宮寺から前夜、大鐘を盗み出し当日、持回る途中で「町廻御役人」にとがめられる事件が起こり、寺町名主は穩便に済ますために奔走している。

その翌年の触れでは特に、「近来小兒之外罷出候儀停止」と強く注意している。なお、「鳴物之義十二日、十

三日とも停止のこと」が加わっている。してみると、前々日の十二日ごろから子どもたちは待ちかねて、太鼓や法螺貝などを鳴らしていたとみえる。

文政九年（一八二六）一月十四日は、寺町・久保町兼帯名主の鳥井忠左衛門の孫・松之助の初狐狩であった。「町方騒動」のあつた翌年でもあり「敵敷御儉約中故質素」に済ましたのであるが当日、久保町若者惣代の熊藏と与吉の二人が初狩祝といつて扇子一本と酒切手二枚持つてやつて来た。やかましい儉約中だから親類や近所からも扇子一本受取っていないと言つて断わるが再度、持参してくる。御儉約触れで諸祝儀停止となっているし、まして、名主役をしていて受取るわけにはいかないと押返した。ところが翌日、若者たちは「朝より与助宅ヲ宿ニ而一統寄集り幕ヲ打、終日三味線二榎ニテ傍若無人ニ大音ニ謡ヒはやし」騒ぐ様子を人づてに聞いたところ、昨日の祝儀は少なかつたので受取れなかつたのかと、若者一統が酒肴を持参するといふので組頭行司二人を招いて、これ以上に事を大きくするようだったら奉行所なり小頭殿へ通知しなければならぬと話したところ両人は、組頭一統の会合を持つて若者へ説得をしたようであるが、若者たちは聞き入れず、夜に入つて五ツ時（午後八時）前に扇子一箱と空樽一〇個に酒切手らしいものを紙に包み「樽五荷」と書付け、大鯛二本を大半切に入れ「傍若無人ニ持参致候処、一統今朝より吞み続け居り申し、狂人同様故、拙者返答振ニ依り狼藉も可レ致模様ニ付、先ハ預り置、追而可ニ相答ニ旨申、一統引取」らせた。

翌十六日早朝、組頭行司二人を招き、昨夜の一件は当方だけがこらえるとしても、よそから奉行所・小頭殿へ知れば、そのままではすまされぬから、今朝届出ると申入れたところ、今少し延引を頼み、そのうち家主たちも大勢来て頼むので、後ほど返事することにして一統に引取ってもらつた。表向きは延引ということ

にして昼前、会所で小頭へそつと耳に入れておいた。夜に入って組頭一統が来て、若者が持参した品は組頭一同へ預けてほしい、何とか届出はしないで御用捨をと願った。品物のほうは願ひ通りにし、届の方は明日返事をすることにした。

次の十七日、組頭行司を呼出して、昨夜からの組頭一同の頼みもあるし、息子の山三郎も町内のことでもあから穏便にと言っているので、「届ハ不_レ致、何卒御上より御答筋等無_レ之様、願可_レ申旨」を答えたところ一同喜んで礼を言つて帰った。小頭へ面会して右の趣を申上げ、御答めなどないように内済を頼み、奉行所へも行つて事の次第を委細に申上げて、内々で済むようお願いした。

二十日、名主・忠左衛門は久保町の若者七人と、その組頭・行司組頭の二人を召連れ、月番名主・今井氏同伴で小頭宅へ出頭し「已後急度相慎可」との軽いお叱りで事済みとなった。

文政十一年（一八二八）の触れでは、それまでの「十五歳以上無用」のほか左の項目が加わっている。

- 一、唱物之義当日十四日而已可_レ限事
 - 一、衣服ハ勿論頭巾ニ至_レ迄木綿ニ可_レ限事
 - 一、袋持、十五歳已_レ下之男女ニ可_レ限候事
 - 一、竹持之義ハ子供之力ニ難_レ及候故大人ニ為_レ持候事格別之事
 - 一、御儉約中不_レ及_レ申義ニ候得共初狐狩祝之品聊之物たり共取遣急度停止之事
- 文政四年の狐狩のように「天氣宜、一統草履にて相回る」といった場合がなかったわけではないが大抵、雪の降る道を十五歳以下の頭巾をかぶつた男女と竹を持った付添いの大人たちの列が、口々に唱_とご_とをわめき、

半鐘をたたき、法螺貝を吹きならし進む様子が想像できる。相当な騒音であったと思われるが、厳しい注意にもかかわらず若者の参加は跡をたたなかつた。天保八年（一八三七）には、宍田町・滋茂町・京口町・新町の四町の若者が、それぞれ寺院の半鐘を借り出し、ガンガンやつたので、各町の名主・組頭行司が呼び出されてお叱りを受けている。それより前（天保四年）に一町に半鐘三つまでは許すという触れが出ていたが、この翌九年には半鐘は一町に一つずつとなり、初狩の家でも鳴物は法螺貝だけと制限されることとなった。このように「禁令が毎年の如く発せられた背後には、日頃の制度づくめの日々の生活を離れて、せめて休日だけでも自由な生きがいを得たいと欲した人々の息吹きが強かつた事を思わねばならぬ」（石田松蔵『新しい但馬の歴史』）ということができる。

毛 祭 毛祭とは「熊・猪・鹿・カモシカのような獣をとつたあとで山の神をまつる儀礼」（『民俗の事典』）である。東日本にはほ共通して認められるということであるが、江戸時代を通じて豊岡で

は町分である永井・新屋敷の二ヶ村で毛祭が毎年三月十日（都合により前日の九日になる場合もある）にとり行なわれている。

二ヶ村のどちらかの庄屋宅に祭壇を設け御神酒を供えて、二ヶ村の庄屋・年寄が時に肝煎きまじを交えて集まり、山の神を祭っている。

年により、山王社・小田井社の神官も招いている。毎年、元旦に「二ヶ村 毛祭御初尾」として一匁二分ずつ、山王社・小田井社の神官宅へ持参している。

文化十四年 三月十日

例年之通毛祭ニ付、二ヶ村庄屋年寄九ツ時同道参詣致、神酒御供弘メ申候。但シ入用二ヶ村割

ひたし ちさ
尾張大根 吸物 鯛のあら ミソ
とうふ 酒・鯛の作りミ 取肴こうや・そうめん 平皿 鯛切身 赤飯 きれい・ぬた
ちさ

朝日相模殿も相見へ膳出シ候

(『鳥井』)

七 夕

「たなばた」は七夕と書いて七月七日の夕にきまっているようであるが、豊岡では、古くは六日「宵に祭っていたとみえ、「当所七夕祭之義如何成義ニ而何連之時より始り候義哉、六日夕ニ祭り来」ているが、何も損得にかかわることでもないので構わないが、他所の人からは笑われることだから「七日夕ニ祭り候様致度」く協議して奉行所へ伺ったところ差支えないとのことで、「当年より七日夕ニ祭候様可ニ相触」旨」の回文が出ている。文政十年七月のことである。

七夕行事は、わが国在来の棚機ツ女(水辺で機を織りつつ神の来臨を待つ聖なる乙女)の信仰に中国伝来の牽牛星・織女星の伝説が習合されたものである。従って、もともと来臨した神が、翌日去って行くのに託して汚れを流すことが主眼であったから、このように六日の夕に「たなばた」祭りをして、七日の朝に飾り竹を流しても不思議ではなかったわけである。このほうが古形であると思われる。

盆

盆前の七月十日ごろになると、これも毎年のように盆中の触れが出される。

① 燈籠の火に気をつけて、火の用心第一に心がけること

② 喧嘩口論はしないように相慎むこと

月	旬	日	行 事	名主のしごと（くらし）
7	上	7	七夕	(盆中の禁令回文)
	中	14 16	盆 盆踊・俄芸	13日か14日名主袴料(肴料)受納
	下	23 30	地藏祭 縄打ち	
8	上	1	綱引(町ごと)・八湖 百万遍繰(町により7月中・下旬)	
	中	15	八幡祭(高屋)・放生会	(二方郡宗門改め奉行出向、名主見送り)
	下			町分早田検分、立会い
9	上	9	女代社神事 重陽	
	中	11 12	御霊社祭礼	町分晩田検分、立会い
	下	20 22	山王社神事・祭礼 (神輿巡行)	19日ごろ山王社祭礼角力の花銭を銅箱に入れ廻す(氏子七町)
10	上	10	金毘羅祭礼(尾崎村)	
	中	12	亥猪(いのこ), 亥の子餅と牡丹餅	
		14	十夜(餅)	
		15	十夜齋	
下	20 24	夷祭り(小田井) 二番いのこ	21日~29日石代取調べ 晦日、石代決定	
11	下	23	小田井社例祭	石代書上げ→奉行所へ(上旬)→免状下付
		22 24	庚申待ち	
12			煤払い・餅つき・年忘れ会・節季	(夫銀割) (正月行事ふれ回文)

第五章 町方のくらし

表58 町人年中ごよみ

月	旬	日	行 事	名主のしごと(くらし)
1	上	1	元日・大福祝・雑煮・盃事・若水波み・寺社参拝・回礼	藩中・町内回礼
		2	事始・試筆(書初)・仕入帳と売上帳年号書き	蔵開き・謡初
		3	年始廻り	町方回礼
		4	上様御礼日	御祝詞言上
		7	七草	
	中	14	奉行所・町方年始回礼	奉行年始待受け・接待(麻上下着用)
		15	狐狩 小正月	(前日までに狐狩ふれ回文)
	下	22		札場開き (天保8年以降)
		23		産物会所開き(")
	2	上	2	宗門改め(十町2ヶ村) 初午
8				
3	上	3	雛の節句	新屋敷・永井2ヶ村3役人同伴参詣
		10	毛祭(新屋敷・永井)、金毘羅祭(尾崎村)	
	中	14	二の午	十町同伴参詣(羽織・袴着用)
		15		
4	中・下	10	御霊社宵祭	五町同伴参詣(羽織・袴着用)
		11	" 祭礼	
		13	小田井社神輿巡行(3月のこともある) 山王・小田井社五穀豊穰祈願(年により5月中旬)	
5	上	5	利酒会(年により4月下旬) 端午の節句	五町名主立会い
		5		
6	中・下	11	祇園祭	
		13	山王山下弁天宮祭礼	
		29	川下祭	

③ かぶり物・着物類・はきものにいたるまで華美なものはないように。その他、変わった風体ふうていをしないようにすること

④ 盆中は郭(城)内の門はしめるから、そのように心得ること

盆中の行事としては盆棚を飾り、十三日夕方に寺・墓参りをし、迎え火をたき盆燈籠(高燈籠)を吊り、精霊を迎え、精進を守り、十五日の夕に送り火をたき十六日早朝、精霊流しをすることは現在とあまり変わっていないようである。

盆中は盆踊りが町々で催されたが天保三年(一八三二)五月、初入国した第八代藩主・京極高行はその年の七月十三日と十六日の夜、盆踊りを見ている。十五日の夜は女中衆が見物した。高行はかなり踊り好きとみえ、在邑の年である天保十一年と弘化三年の七月十五日の夕には破当場はとうばで盆踊りを透き見したとある。

地蔵盆

七月二十三日夜、各町では地蔵菩薩に灯明を点じ供物を捧げた。子どもを守る地蔵さんの祭りなので、子どもの行事となっていたが、大人もともに楽しんだ。天保十一年の地蔵盆では「大ニ賑々敷」く、作り物も十町そろって、寺町では「櫛・笄くし・かみ・かんざし・女帯、都而女道中よくとニ而祇園会ノ長刀鉾致」す騒ぎであった。

百万遍繰

百万遍繰は七月中・下旬か八月上旬に、町々で行なわれた。ひとところに集まって念仏を百万回などといつて数限りなく繰り返す行事であるが、一種のレクリエーションであったとみえ、作り物や踊りをすることもあった。

踊りは文政二年ころかららしく、夜廻り同心が制しても聞き入れず、文政四年(一八二二)七月二十二日な

どは、同心も格別、かれこれ言わず見て見ぬふりをした。これも「近来米穀下直ニ付、中分より已下之者勢強ク、万事右体ニ押移」だったのであらう（『鳥井』）。

八朔綱引

八月一日は「八朔」として、めでたい祝日となっていた。仕事を休んで回礼して歩いた。また、この日は町々では綱引きをした。もとは農作の豊凶をうらなう年占としうらの神事を起源とするが、このころではレクリエーション化して熱中し、暗くなっても止めなかったと見え、文化十一年（二八一四）には「八朔綱引、日暮限ニ相仕舞可申旨」の触れが回っている。その後またたび同じ触れが出ているところを見ると、綱は日暮までに引き切れず長びいたものと思われる。そこで夕暮までに綱が切れない場合は、綱に切れ目を入れたこともあった。弘化四年（一八四七）の久保町の綱引きでは、夕暮近くなっても引切れず、奉行所からやかましく言われた組頭が切れ目を入れたところ、綱引きの世話人の諒解を得なかったと文句が出て、地藏祭りの経費がかさんだことなどもからんで組頭がやめる騒動が起こっている。

綱引きの綱は「縄打」といって、前日（七月三十日）夕方ごろから町々でこしらえた。この八朔綱引の風習は、明治期まで豊岡では続いていた。

第三節 祭 礼

御霊社祭礼

豊岡五町の地子を免じた宮部善祥房継潤を祭ったと伝える御霊神社の祭礼は春秋二回、旧暦の四月十一日と九月十一日であった。

次の文政六年（一八二三）の史料から、当時の模様をうかがうことができる。

四月十日 小雨

御霊社宵祭ニ付、宵田町鍋屋三左衛門店ニ而囃狂言等有之候

四月十一日 雨天、午より晴

今朝、四ツ時、如_レ例年ニ五町名主羽織・袴著、同伴致御霊社へ参詣致候。尤御初穂一匁二分ツツ上ル

九月十一日 天氣宜、八ッ過より雨天ニ成

御霊社御祭礼故、今朝四ツ時、五町如_レ例年ニ羽織・袴著、同伴参詣致候。御初尾一匁二分上ル（『鳥井』）
五町地子免除の由来によるのか五町名主が連立って参詣し、各々一匁二分の初穂を上げている。

弁天宮祭礼
山王山下には広い弁天池があり、その中の島に弁財天が祭られていた。現在の豊岡電報電話局とその周辺が、その池跡である。

文政十一年 六月十三日 雨天

今日より明日ニ至、山王山下弁天宮祭礼、被_レ執行候ニ付、信心之輩ハ参詣致候様相触候へと高木備前殿（山王社神主）より被_レ頼候故兩町共相触候（『鳥井』）

山王社祭礼
山王社は現在の日吉神社であるが、藩主・京極家が丹後・田辺より移封入国した寛文八年（一

六六八）に先祖である佐々木氏の氏神・佐々木社を合祀した。従って、江戸期を通じ藩士をはじめ町民の尊崇の的であった。

例祭定日は九月二十一日である。例年十八、九日に山王社祭礼角力の花銭を集めるため、銅箱が氏子の七町



写193 現在の日吉神社（山王町）

へ回される。

一五〇文（下町）・一二五文（中町）・一〇〇文（宵田町）・七五文（寺町）・五〇文（久保町）・五〇文（竹屋町）・五〇文（新屋敷）の計六〇〇文と決まっていた。

宵宮の二十日には文政十三年の場合、山王社拜殿で奉納囃子などもあり、宵田町に囃子狂言・下町に浄瑠璃床・横町に舞いなどが出て賑わった。

二十一日の祭礼当日は、山王山へ警固の役人として小頭・下目付・同心二人の四人が登って来たが、まず宮名主宅へ四ツ時（午前十時）ごろ立寄り、昼食の供応を受けて八ツ時（午後二時）過ぎ山へ登った。

山王山上では奉納角力の取組みもあり、参拝客で賑わった。寺町太神樂が社前で奉納神樂を奏し、そのあと藩庁で藩主の長久を祈り、次いで郭内くわくうちの藩士の邸々を回って、産子町うぶこへ打って出るしきたりであり、町々に太神樂の笛の音が流れ、太鼓の音が秋空に響いた。

このころの神輿渡御（巡行）は、現在のように祭礼日当日に必ず行なわれるものではなかった。神輿の渡御は社殿の造り替えによる遷宮かなにかの事によせて藩側に願書を出し、その許可を待って巡行が行なわれた。

寛政八年（一七九六）は「御殿様在城ニ付」ということで、また文政二年（一八一九）と同九年（一八二六）は社殿の修理・造営の成った年で、

いずれも願ひ出て許されている。従つて神輿が町々の街路を練るのは、何年かに一度の行事であつた。

神輿は十九日に産子の七町の名主・庄屋・組頭が迎えに山に登り、お供して八ツ（午後二時）過ぎ山を下つて御霊社へ移り、翌二十日未明子刻（午前零時）過ぎに寺町南堀端の御旅所に移す。朝六ツ（午前六時）に御旅所を出立して、寺町・久保町・上新屋敷・竹屋町・下新屋敷・小田井社鳥居前・鍛冶町・横町・下町・郭内（家中巡回）・宍田口御門・堀端・藪町（ぶさ）の巡路を経て山玉山へ暮六ツ（午後六時）ごろ到着する。巡行中、郭内では表御門前・御用席（藩重役）方の宅前、町内では御霊社・幸神（さいのかみ）・小田井社鳥居前・寺町御旅所・七町名主宅などで神輿は休み、初穂や神酒の供応を受けた。

巡行の行列には七町名主・庄屋・組頭一統・その他の重立（おも）つた人たちが麻上下（かみしも）に草履（わらじ）ばきで従つた。帯刀御免の町人は帯刀して供をした。行列の最後は、押さえとして藩士が一人、馬に乗り、若党・槍持ち・草履取りなどを従えて締めくくつた。

年によって違いがあるが、行列には、いろいろ趣向をこらした。たとえば、寛政八年は、

行列之次第

- 一番 宍田町まとい・ねり物・芸子・囃子だんじり
- 二番 中町まとい・ねり物・だんじり・芸子・はやし
- 三番 下町まとい・ねり物・唐人拵（ごしらえ）・大名拵（ごしらえ）・だんじり
- 四番 竹屋町まとい・ねり物・芸子・はやし方
- 五番 新屋敷と下永井町合同のまとい・ねり物・芸子・はやし方

六番 久保町と上永井町合同のまとい・ねり物・芸子・はやし方

他ニ右段四十七士出立

この間に小田井町から芸二ツ・だんじり一つが出ル

七番 寺町まとい・ねり物・はやし、次に神輿の御行列が続く

文政二年は、各町の屋台をくり出して、その上で、俄芸をした。その外題は、次の通りであった。

此度町々俄芸左之通

蝶花形、外ニハヤシ(宵田町)・鎌倉一代記、外ニハヤシ(中町)・三嶋お仙、外ニハヤシ(下町上組)・御堂前歌打、外ニハヤシ(下町下組)・山姥金時舞(下町)・菊水之巻、外ニハヤシ(竹屋町)・碁太平記、外ニハヤシ(永井町下新屋敷)・戻り駕籠(新屋敷上組)・近江源氏九段目先陣館(役者五人)、外ニハヤシ(久保町)・御所桜・堀川夜討(役者三人)、外ニハヤシ「山姥」(寺町)

(『鳥井』)

これらの外題をみても、江戸文化の地方浸透を思わざるを得ない。

二十日には屋台は郭内に入って五ツ(午前八時)ごろから家中の役人方へ俄芸を見せたが、一〇台も出たので早い町で日暮れ前、遅い町は夜に入り五ツ(午後八時)過ぎに郭内を出る始末であった。翌二十一日は産子町を巡って芸をし、山王山にも登って神前に奉納した。町々を巡るのがなかなかはかどらず、夜遅くなった模様である。

また、この文政二年の巡行では十九日夜四ツ時(午後十時)に寺町の者が大勢、御霊社へ押しかけて人のないのを幸い山王御神輿をみだりにかつぎ出し、寺町へ持ち帰った。二十三日に奉行所は、かつぎ出しに加わ

つた者を調べて名前を書き出すように神官・高木主膳と中町・寺町の名主と組頭を呼び出して命じた。二十五日、寺町名主・若者一統・組頭一同より「吟味仕候得共一人茂罷出候と申者無御座候而難相知いので、今後は町内一統きつと規則を守り、無法のことはいたしませんから、「何卒御慈悲之以御賢慮、御吟味筋等之義」はお許し下さいという願書を、行司名主・寺町名主經由で奉行所へ提出した。二十六日に産子七町名主、二十七日は高木主膳からも同趣旨の嘆願書が出されて、ようやく十月七日に小頭宅へ高木主膳・朝日相模の神官二人、寺町組頭一〇人、同町惣代数名、産子町々の組頭行司、名主庄屋を呼び出して申し渡しがあつた。「格外之用捨ヲ以、吟味筋差免、一統叱申付置」くこととなつたが、七町惣代へ「神幸の神事は度々あることでないから、神輿が御旅所へおられる間は、一統が参詣通夜するのが当然であるのに、俄芸などにうつつをぬかして信心の心が無いのは不埒である。だから不都合な事態も出来するのだ。以後は御旅所へ産子・町役人・組頭などが交代で詰めるようにせよ。俄芸も近ごろは段々増長して衣類なども華美になり時節柄、不相応な費用もかかつていると聞いている。以後は有合わせの服で、俄に思いつくような至って手軽な芸は別として、別席から音曲を鳴らし長い芸など決してはならない」と、この機会を捉えて強いお灸がすえられた。以後、明治までこのような華やかな祭礼は影をひそめることとなつた。

この祭礼入用は、惣高七二四匁四分七厘で、七町で十二口に割つて一口六〇匁三分七厘として、寺町は一口半で九〇匁五分六厘、久保町は一口で六〇匁三分七厘の割当てであつた。前述の角力の花銭の割りから、残りは下町が三口・中町が二口半・宵田町が二口・竹屋町が一口・新屋敷が一口と考えられる。



写194 現在の女代神社（九日市上ノ町）

小田井社祭礼

市内で古い由緒を誇る小田井神社の例祭日は十一月二十三日である。神輿の巡行はやはり何年目か一度、三月十日ごろ行なわれた。文政九年（一八二六）は鎮座二〇〇〇年目に当たるといふことで、京都の吉田神道家からも役人・鈴鹿主税が参加、但馬各地の神官・神子も集まり、華々しく年祭りが三月七日から十三日まで行なわれ、神輿の渡御もあった。

三月十一日の夜は小田井社に万燈が上がり、昼夜ともに参詣者で賑わった。翌十二日には、神輿が八ツ時（午後二時）に小田井社を出立、裏町筋を通って宵田町口から郭内へ入り、家中を回って夕方、佐野村下がり松の一の鳥居で御旅所泊り、明十三日は本町を通り表町を経て、九ツ（正午）過ぎに帰着した。

神主方・神子衆・櫛持ちなど長い行列が続ぎ、見物の人たちも多く、賑々しいことであった。神輿は表御門前と幸神前の他は、家中重役はじめ名主の門先にも止まらなかった。

女代社祭礼

九日市上ノ町に鎮座する女代神社の例祭日は、九月六・七日である。文政四年（一八二二）八月に社殿の造営成り、九月四日に神幸の儀が執り行なわれた。産子・町や村の名主・庄屋・年寄・組頭が迎えに参り、九日市上・中・下町、京口町、新町を通して小尾崎の鳩場の御旅所に移した。俄芸も出て、家中からも見物や参詣があった。翌五日も産子町の芸があって大いに賑わい、神輿は無事、帰着した。

その他の祭 その他の祭礼としては、山王山上にある祇園社の祭礼が六月に行なわれ、文政十三年には寺町に
 礼 居宅のあった神官の高木氏から例年、祇園祭が淋しいので「寺町一統へ桃燈相燈候様致度旨」の
 申し出が寺町の組頭へあつて、その意を受けた寺町名主が小頭へ内談し、「願之通御聞濟」となったことが知
 られる。

六月二十九日には例祭の小田井川下祭・八月十五日には高屋村の八幡祭・二月には十町名主同伴で参詣した
 本町の初午と二の午・三月十日には尾崎村の金毘羅祭礼などもあつた。

第四節 娯楽と芸能

芝 中世に勸進猿樂などで社寺の芝生に見物席を設けたところから、演劇のことを芝居と呼んでいる
 居 が、それはまた江戸期では主に歌舞伎のことであつた。別表60『近世・豊岡における興行物一覽

表』に見るように、豊岡の娯楽と芸能に芝居と歌舞伎の占める割合いは大きい。

寛政以前にも田井家『諸色覚日記』によれば、天和二年（一六八二）に「大坂より木屋七兵衛といふ太夫下
 り、戌の八月二十九日より九日村の下ニ芝居有之、古今ノ上手」とあるが、元禄以前のこともあつて、口
 頭で大筋を打合せて演ずる即興的な、いわゆる「口立て」式の演芸であると思われる。豊岡で寛政六年（一
 七九四）には「女芝居」の興行があつたというが、寛永六年（一六二九）に女優禁止令が出ているから、女性
 の演ずる「女歌舞伎」のことではなく、女方の芝居のことと思われる。

その後、文化十一年まで芝居興行は記録には現われないが、文化六年（一八〇九）の儉約触れの中に「芝居物、年二ツ差免候」とあるところから、その間にもかなりしばしば芝居類の興行があったと考えられる。

たびたびの儉約令の中で芝居が制限されたり、時には禁止されたのは、幕藩体制維持にとって奢侈・遊惰の風の悪い影響の一般への波及を恐れてのことであった。

厳しい儉約中にもかかわらず芝居が興行されたのは、目明かし（奉行所配下の同心の下働きをした者）の給料を出すためとか、社寺の修繕費を出すためとかの名目で奉行所の許しを得ることができたからである。当時、芝居の興行はかなりの収入になったと見える。奉行所から許可を得ると、まず勸進元（興行主）が町方に触太鼓・立札などの許しを求め、先例に従って木戸札（入場券）を持参して各町名主に挨拶して回った。たとえば寺町分三枚、久保町分二枚と決まっていた。初日の前の晩、役者が勢揃いして「顔見世」をした。古くは社寺の境内や村の堂などで行なわれたが、表に見るように少なくとも町中ではなく川原で行なわれたようである。文化十一年（一八一四）十二月十一日、宵田町の戎屋庄三郎が願ひ出て「芝居場定囲貸小屋」を許され、冥加銀として銀二枚を差出すこととなった。

その翌年、京芝居が「堀川定囲」で行なわれているところから、堀川橋近くの川原に芝居場として簡単な囲いのある貸小屋を建てたものとみえる。ただし、この時は七年の期限つきであるが、期限前の文化十四年七月九日に戎屋は小頭宅へ呼び出され、儉約令がきびしくなり、当年より未年（文政六年）まで七年間は領分内で芝居停止となったから、冥加銀は上納に及ばずと言ひ渡されている。

翌十五年（文政元年）三月十九日に、

「去年儉約筋ニ付芝居興行之儀年限中相休候様申置候処、寺院等へ相還り多分ノ利得も有之様申勸メ芝居興行等之義内訴致候者相聞、不埒之至ニ候。右躰之もの町内ニ有之候ハバ人差を以可ニ申出候。吟味之上急度咎可ニ申付候」

と敵しい触れが出されて、文化十四、五年度は一度も興行は行なわれていない。しかし、町民の強い要望に押されてか、次の文政二年一月十二日に「差支之義茂相聞其ノ上無レ抛相願出候向も有之ニ付、当年より芝居二ツ差免候」ということになった。

以後、天保三年までほとんど毎年興行されている。ただ文政八年は「町方変義」の年であり天保四年から九年までは天保の飢饉で興行は行なわれていない。

文化十一年・文政九年・同十二年・天保二年と四回の興行歴のある手辺座は、豊岡の近くの「日高町堀に定小屋を持ち、史料によると寛政十一年にはすでに存在したことが確かであり、大正末期までには衰退した歌舞伎一座」(『但馬の手辺座』)である。文政九年は「近年芝居珍敷故哉、日々大入有之趣相聞候」と豊岡でも大当たりであったが、文政三年の京歌舞伎は雨天続きで勅進元は五〇両の大損であった。損を取り戻すために日延べを願っている。好評の場合は二、三日も日延べした例もある。

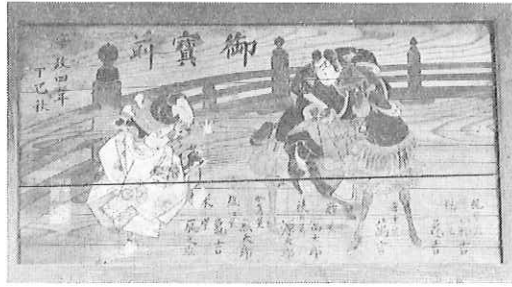
概して操芝居(人形浄瑠璃)の方が木戸銭も安く、入りもよかったようである。文政十二年の操芝居は「時節柄不相応ニアタリ、利徳」は大きかった。木戸銭は文政五年(一八二二)の京歌舞伎の例で「一間代八匁。木戸七人分四匁九分」とある。してみると、平土間一枿が八匁、木戸銭一人前七分である。

名主は芝居小屋へ交代で出張して警固役人の次の間を席にしていたが、この文政五年の時は長く中絶してい

た大庄屋の出張が復活し、役人の警固席の次を大庄屋席、順番でその次が名主席となることになり「何とやら振合不_レ宜候故」協議して、町芝居であることを理由に名主か名代だけの出張を小頭に陳情するが、大庄屋の出張は先例あり、さりとてこれまで出張していた名主がやめるのはよくないと一蹴され、この年は組頭を代わりに出すこととなった。

興行地に乘込んで芝居のふたをあけても、雨天で休場となったり停止令（天皇・将軍や藩主またはその親族の死により歌舞音曲・芝居などの禁止を命ずる令）にあつて開演できないことがあるので、実質興行日数は減る場合が少なくない。天保十二年に堀川定囲に芝居が掛かっていたが、六月四日「大奥様ノ叔母様御逝去」で、翌五日は二八歳の「若殿彈正様去る廿一日逝去之由」で停止令が出された。

この芝居は、もともと一〇年前の天保三年に来迎寺庫裏建立のため催した芝居が大当たりをとったのに味をしめて、来迎寺檀中がまたまた呼びよせたものであった。二十三日までの停止で二〇日間はこの一座をむだに養わねばならぬこととなり世話人一同大いに困って早速、但馬・丹後一円へ飛脚をとぼして買手を求めたところ、手辺や江原から買手がつき、値を少し下げて売れた。豊岡では、停止令がとけた二十四日に再開続演することになった。入りが心配されたが、決算してみると結局、一貫三〇〇匁ばかりの利銀で一同は大変喜んだという。当時の芝居の題目はほとんど不明であるが、天保十二年に来迎寺檀中が呼びよせた京芝居では、「顔見世」で式三番叟と近江源氏九段目を演じたことが知られる。この時は暮なかばから始まって夜八ツ（翌朝午前二時）とひどく遅くなっているが普通、夜に入ることが多いので文政五年には早く始めて日暮れまでに終わるようにせよと小頭から注意されている。



写195 奉納された芝居絵の絵馬(日吉神社蔵)

どんなに当時の人たちが歌舞伎芝居を好んだかは、既述の文政二年の山王社神事の際の俄芸の外題をみても察せられるし現在、日吉神社絵馬堂にかかつている「橋弁慶図」「安宅関弁慶勸進帳図」などによってもしのばれる。

見 せ 物

文化六年の儉約令のつけたり「手業・物真似・見せ物類、無用之事」とあるように、見せ物類は一段と卑しめられていたようで、興行としてはただ一回、文化十一年(一八一四)に堀川定圃で力持ちの見せ物が行なわれている。米・石・酒樽・川船などを持ち上げて「不思議之力持」との評判をとった。

相 撲

『諸色覚日記』によると寛文十二年(一六七二)に「九月十四日ニ若殿備前様(出石藩主) 御前相撲、宮内観音寺ノ庭ニ而有ル。

大関豊岡うき舟、相田村たらづき、浮舟勝。関脇八鹿ノ荒岩、豊岡ねじり手、

豊岡勝。小むすび駄坂村権太夫、豊岡はやふね、権太夫勝」とあり、延宝六年(一六七八)には「甲斐守様(京極高住) 御入部ニ而九月九日ニ来迎寺ニ而御相撲」があった。また元禄三年(一六九〇)には九月十三日、出石・福成寺で御前相撲があり豊岡から「小桜」というしこ名の者が出て勝っており、「外ニ豊岡ノ勘十子・藤繩弥市と名乗小相撲上手ヲ取り鳥目五百文拝領」とある。このように領主が家督を継いで初入国した時とか、若殿が元服した時とかに寺の境内などで御前相撲が行なわれたが、その時には付近の町村からしこ名を持つ素人相撲の腕自慢が技を競い、多くの見物を集めた。

表59 文政2年間4月・山王社勅
進能番組

日	能	狂言
17日 (晴れ)	叟三番 賀茂輪 三舟弁 舎慶利	狐郎牛 渡太 佐悪蝸
18日 (晴れ)	竹生島 鞍馬天狗 安達ケ々 馬与佐々 熊坂	前 <small>まへ</small> 論 <small>ろん</small> 向 <small>むか</small> 八 幡方十 八 <small>や</small> 宗 <small>むね</small> 止 <small>と</small> 二
19日 (入梅様)	春日竜 橋弁田 隅成生 道羅	守人猿 <small>さる</small> 子 摩盜 薩瓜 <small>さつ</small> 鞆 <small>ぼ</small> 附
20日 (晴れ)	岩兼鉄望土 船平輪月蝸	名焼駄笠 大六 萩栗喜宝
21日 (入梅)	鶴夜討 俊俊石猩	生人狐分 盜 麻牛釣節

山王社をはじめ各神社の祭礼では盛んに奉納相撲が行なわれ、当時は人気のある娯楽であったが、興行として豊岡に相撲取りの一行を招いたのは、文政四年・同五年・同六年・嘉永五年の四回である。土俵入りが前日にあり、前人氣をあおった。ちなみに文政五年の奉納相撲の益金は六、七〇〇匁とのことであった。

能・狂言

文政二年(一八一九)閏四月十七日から五日間、山王社前で能興行が行なわれているが、この年は山王社殿の修築が成り、神輿の巡行が行なわれ正遷宮が挙行されているところから、修築費を得るための勅進能であったと思われる。

一日に能五番・狂言四番を演じている。この五日間、五町名主四人が出張して弁当の世話などをしているところから、主な見物は藩士たちであったと思われる。

二十二日は天気宜しく「今日一日御家中御女中様方御見物被成候由にて町方より御目見へ列之者へ見物ニ

参候而茂不_レ苦旨」の廻文が月番行司から出ている。

元来、この時代は「能」は武士階級の専有物と化していたが、

「能」から分離した「謡」が町人階級にも浸透して、豊岡の町方にも同好の人たちが次第に増えたようである。

天保八年（一八三七）一月三日、重臣・舟木外記宅での「謡初め」には町人が参加している。

舟木外記が没する前年の弘化四年（一八四七）までの一〇年間、毎年かかさず「謡初め」は行なわれ、お盃頂戴を兼ねていつも三、四人の町人が加わり、七ツ（午後四時）ごろから亥の刻（午後十時）前まで酒肴をともし、謡初めをしている。その顔ぶれは年によって同じではないが、医師の中田立慶・久保町の鳥井忠左衛門（山三郎）・中町の由利六左衛門（九十郎）・今井貫之助（三郎右衛門）・舟屋良平・由利良右衛門・由利老五郎などである。いずれも名主級の有識者たちで、天保の藩政改革を行なった舟木外記と有力町人層との結びつきを物語るものである。時には、謡だけでなく狂言なども行なわれた。

天保十四年 一月三日 天気 宜

舟木様御諷初ニ而、如例七ツ半比こよより罷出候。中田氏、老五郎、良平、六郎左衛門、右御盃被仰付。今日ハ御類方奥様方も御出ニ付、狂言御好ニ付、久々ニ而中田氏ト私も致申候左ニ（上が役名・下が演者）

見物左衛門 六左衛門 伯要 忠左衛門
老五郎 忠左衛門
六左衛門 悪太郎 中田 忠左衛門
持碁 忠左衛門

右四ツ前引取申候

〔鳥井〕

町方だけの謡会も天保十年から三、四年行なわれた。会場は今井宅・伊福屋座敷と一定していないが、夕方

から始まって酒食をともし、謡だけでなく狂言も稽古している。清水氏という人物が時々招かれ指導している。この清水氏について鳥井の息・松太郎が鼓の稽古をした。天保十三年十月二十二日には立正寺で狂言会の催しがあった。

弘化二年（一八四五）四月二日に生野・姫ノ宮社前で奉納能が催されたが、これは豊岡町・出石町・湯島（城崎町）・養父・大藪・生野・森垣の但馬全領域にわたる同好の人びとが協力して行なったもので、約一ヶ月前から囃・狂言・打物・立方・衣裳などの打合わせを重ね、一時は開催を危ぶまれるような経過を乗り越えたものであった。

当日の二日は快晴で、一行は昼食後すぐ姫ノ宮神社境内の囲いの内に入り、番組を演じて初夜（午後十時）ごろ引上げている。

演じたのは、能「翁」「高砂」「八島」「羽衣」「橋弁慶」「龍田」「安宅」「夜討曾我」「融」の九番と、狂言「末広」「ふな船」「いろは」「瓜盗人」「不聞座頭」「魚説法」「磁石」「しぼり」「又角力」「空腕そで」「茶壺」「富士松」の十二番である。

翌三日、生野代官が見た。

「彼は八ツ半ごろより陣屋へ参り候処御評席御役人御出張之処ヲ役者詰処ニ而舞台ハ御評席之節御代官御出張之間ニ而相催候。尤御代官様奥様共奥ノ間へ簾屏風すだすだヲ引御透見被ま成候」

「然ル処最中ごろニ台之物へ黒鯛壹掛、烏賊十はい、五升樽三ツ、一統被ま下置、一統難し有致し拜受しして、初夜（午後十時）半ごろ引きとっている。

奉納能参加者は、豊岡町から鳥井忠左衛門・高木備前・由利三左衛門・福井庄三郎・稲葉金左衛門・水垣義惣次・南条千代藏・原田千歳衛門で、世話人・出石屋市兵衛と人足五人を含めて計十四人。出石町からは鍋屋惣兵衛・志ほ屋次郎兵衛・鍋屋八兵衛・同辰次・鍋屋慶三郎・鍋屋利三郎・丁字屋武左衛門に下人二人を加えて計九人。湯島（城崎町）からは大津屋宗七・舟屋二男の朔八の計二人。養父からは大橋又衛門。大藪からは吉井篤次。生野からは北原三次・石川熊太郎・津田留吉など。森垣からは市橋安太郎・亀屋鶴次などである。なお「此謡銀山方大分出張ニ候得共、地頭相勤り候仁、一人も無_レ之、大方ハ拙者地頭相勤申候」(『鳥井』)とあるように豊岡勢は参加者も多く、地頭（謡曲の地だけを謡う地謡方のリーダー）を勤めて大いに気を吐いている。参加者の分布をみても、当時の但馬の文化の中心としての豊岡を思いえがくことができる。

この生野の奉納能を成功させたことで気をよくした豊岡では、この年の八月に大坂から観世流謡曲師・宮崎三郎右衛門、京都より和泉流狂言師・野村丹藏を相ついで招き、いよいよ能狂言熱は高まった。九月十日に徳証寺で野村氏の稽古があり、二十四日には立正寺で謡狂言の会が催された。番組は、「末広」「善知鳥」「融」「安宅」「龍田」である。

十一月二十日は、掛屋表宅で宮崎三郎右衛門の謡稽古があり、七ツ（午後四時）前から始めて九ツ（午前零時）前までに都合、一〇番あげている。翌弘化三年四月十日、宮崎先生の謡稽古を立野屋・八左衛門宅で開き、九月と十月には三、四人で謡会をしている。次の弘化四年九月二十三日にも京都から謡曲師が来て舞いなど稽古をしているが、以後の詳細は不明である。

表60 近世・豊岡における興行物一覧表

年次	種別	期間	場所	主催・目的
寛政六年(一七九四)	女芝居	四月二日	新町裏	興国寺高泉国師百回忌をあてて
八年(一七九六)	大坂稲利引越歌舞	四月二十三日～二十八日	堀川	
文化十一年(一八一四)	手辺座歌舞伎	五月四日～七日(四日)		目明かし・名代
十二年(一八一五)	京芝居 播磨歌舞伎	三月十日～四月六日(二三日) 八月十五日～	堀川定囲い	西光寺修復のため 正福寺・目明かし名代半々
十三年(一八一六)	上方芝居	五月五日～(十六日) 六月一日～五日(五日) 六月六日～十二日(七日)		山王社普請で七町名代 定光院名代 目明かし名代
文政二年(一八一九)	能歌舞伎	閏四月十七日～二十一日(五日) 五月十二日～六月一日(十三日)	山王社前 堀川	五町名主 十町名主名代(名代銀、目明かし)
三年(一八二〇)	京歌舞伎	三月十日～四月四日(十七日) 五月四日～六月二日・四日・十五日	堀川	金毘羅名代
四年(一八二二)	大角力	九月二十二日～十月二日(晴天)	光行寺門前	(九月二十二日、二十三日) (御霊社祭礼をあてて)
五年(一八二三)	京歌舞伎 奉納角力	五月九日～六月一日(十六日) 三月八日～十四日(五日)	堀川 来迎寺広庭	目明かし・十町名代 来迎寺庫裏建立のため
六年(一八二三)	京歌舞伎 勸進角力	五月二十七日～六月十四日(十七日) 十月四日～(五日)	堀川 (浦)川	目明かし名代

七年(一八二四)	京歌舞伎 操り芝居	四月二十三日～五月十四日(十七日) 五月二十六日～六月八日(十三日)	堀川 八条(板囲い)	
九年(一八二六)	手辺座歌舞伎	四月十五日～二十三日	堀川	
十一年(一八二八)	京歌舞伎 " "	三月十六日～四月四日(十七日) 四月四日～十七日(一〇日)	堀川 "	目明かし名代 十町名代
十二年(一八二九)	見せ物(力持ち) 手辺座歌舞伎 操り芝居	六月二十九日～七月二日(四日) 四月十日～二十三日(十二日) 五月十五日～二十七日(十二日)	堀川定囲い 堀川	真光寺奉納 目明かしと小尾崎・地藏堂名代半々
天保二年(一八三一)	操り芝居 手辺座歌舞伎	四月八日～十二日 五月八日～二十六日(十八日)	堀川定囲い "	目明かし名代
天保三年(一八三二)	操り芝居 京歌舞伎 " "	四月六日～ 五月八日～十九日(一〇日) 五月二十一日～二十三日(三日) 五月二十四日～二十六日(三日) 五月二十八日～六月二日(五日)	堀川定囲い " 津居山 堀川定囲い	来迎寺庫裏建立のため 来迎寺檀中勧進元 来迎寺名代
十年(一八三九)	京芝居	四月三日	"	(在方庄屋連中見物)
十一年(一八四〇)	"	四月一日	"	(産物関係見物四五人)
十二年(一八四一)	" "	五月二十七日～六月三日 六月二十四日～三十日	" "	来迎寺名代 "
嘉永五年(一八五二)	響灘角力興行	九月二十二日～(三日)	山王山	

〔期間の欄の()内は休演日を除く実興行日数〕

浄瑠璃

浄瑠璃は当時の民衆娯楽として豊岡の町方でも大いに愛好され、祭礼の宵宮や盆の晩などには浄瑠璃床が出て、素天狗連の語りで大いに賑わったが、専門の太夫も来ている。天保十年（一八三九）六月五日には大坂下りの美尾太夫と梶多太夫が中ノ井屋で語っているし、翌十一年一月十九日には大坂太夫が医師・中田邸で浄瑠璃をしている。

また、この年の九月十四日には小尾崎生まれの軍談師が郷宿・三木屋で講釈をやった。

第五節 疫病と医療

疫病

疫病とは急性伝染病のうち全身的な症状を示して急性な経過をとり、集団的に発生するものを指す。古い呼び方で時疫ともいい、現在の「流行病」とほぼ同じである。

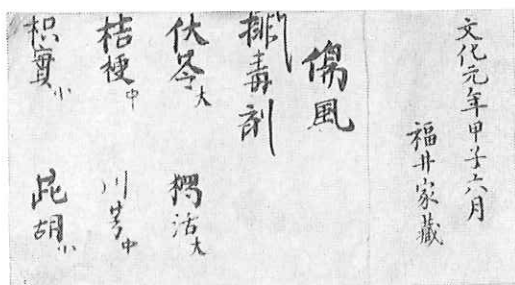
江戸時代、豊岡地方も何度か疫病に見舞われている。ことに飢饉時など、栄養状態も悪く身体の衰弱している時に発生することが多かった。例えば『照満寺記録』（『港村誌』）によれば、天明四年（一七八四）「早春津居山村方、疫病流行致し、大人小兒百余人死去、大困窮也」とあるが、これは津居山村だけのことではなく「四月諸国飢饉、時疫行ハレ人多ク死ス」（『武江年表』）とあるように全国的な飢饉で、豊岡領域でも飢饉と疫病のために死亡するものが多かったと思われる。次いで天保七、八年の飢饉でも、氣比地区の善念寺の『過去帳』の記録によれば「風邪ハヤル一人病メバ家内不レ残病、飢饉ト両方故人死多シ」という状態で七四人死亡、翌九年も飢饉のあとで豊岡では「町方疫病流行」（『鳥井』）していた。

表61 近世・豊岡地方疫病一覽表

年 次	記 事	出 典
享保二年(一七一七)	瀬戸村で去年より疫病流行し、当年十月までに八七人死亡。	港 村 誌
〃 九年(一七二四)	六月大疫病はやる。九月までに年寄・子供多く死す。	校 補 但 馬 考
寛延三年(一七五〇)	疫病流行し、死人この地方にも多し。	五 莊 村 史
天明四年(一七八四)	早春から津居山村方に疫病流行し、大人と小児一〇〇余人死亡。	港 村 誌
文化十二年(一八一五)	八月、この節、町・在共時疫追々流行。	由 利 日 記
文政六年(一八二三)	五月初より、町方疱瘡流行。	鳥 井 日 記
〃 十一年(一八二八)	春より、町方疱瘡流行。	鳥 井 日 記
天保八年(一八三七)	国々、風邪ハヤル。一人病メバ家内残ラズ病ム。	氣比・善念寺過去帳
〃 九年(一八三八)	六月、飢饉の後に悪疫流行。	鳥 井 日 記
安政五年(一八五八)	八月、流行病(コレラ)追々広がる。	校 補 但 馬 考
文久二年(一八六二)	麻疹、大に流行す。死者多し。	五 莊 村 史
慶応三年(一八六七)	疱瘡及風邪流行す。	

なかでも安政五年(一八五八)長崎から発生し、西国を経て京・大坂に及び七月には江戸に移ったコレラ(虎列刺)は「其疾ニ伝染スルコト箭ヲ射ルガ如シ」(『橘黄年譜』)と恐れられたが、八月には早くも豊岡に波及した。九日、「流行病コレラ追々広がり苦々敷候」(『鳥井』)こととなった。

細菌学が発展して疫病の病原が明らかになったのは十九世紀後半のことで、一般の人が正しい知識をもつようになつたのは、さらに後のことである。従つて疫病は非常に恐れられ、神仏のたたりと考へて、呪や祈禱に頼り疫病から逃れようとした。



写196 福井庄三郎家の調査書（豊中市・八木忠雄氏蔵）

コレラの流行に当たっても豊岡では、八月十五日「御祈祷仰出され」、十七日には領主（高厚）みずから病除祈願のため山王・小田井両社に参詣し、二十九日には興国寺の方丈が病除けの祈祷に町方を廻った。

このように疫病の流行には呪や祈祷にすぎるより手段のなかった当時のことであるから、普段の日常生活では種々の効能を並べた売薬も盛んに行なわれたが、それらの中には、いろいろの權威の名を借りたかわいしいものも多かった。

例えば文政二年（一八一九）十月、安井ノ宮（仁和寺末流の、もと門跡寺で建物のゆかりで宮を称し、このころ衰退して大覚寺の兼帯となっていた）の役人と名乗る侍二人が供一人を連れて豊岡に現われ、「安井ノ宮様夢想神授の妙薬」と唱えて、一服を一両で売りつけようとした。応対した行司名主は「真偽不明ニ付」断わったが、三人の泊り賃（六泊分）三三匁と諸雑費六匁を町方で払っている。翌三年八月には公家の東園宰相中将（一八〇石）製法の小兒薬「妙法乾坤丸」を、藩主の遠い縁家と称して売りつけた。十町で二〇〇服、村方で四〇〇服、一服一匁で買っている。五年二月にも売り込みに来たが、売行き悪く在・町で金一兩出して、お引取りを願い、以後の来往を断わった。ところが貧乏公家の苦しい台所をやりくりするための売り込みは跡を断たず、天保二年（一八三二）にも河鯨大納言（一五〇石）家が「御家法麝香丸」を広めにやって来た。奉行所を通して行司名主に沙汰があったので、断わりきれず銭一貫文

表62 藩医一覧表（藩士分限帳による）

年 次	氏 名	禄 高・扶 持
宝永6(1709)	服部 瑞光	150石 10人扶持
	関藤 玄真	200俵 10人 "
	八木 松貞	200" 10人 "
	小河 島玄	20人扶持
	岸野 幸安	10人 "
	中村 玄隆	20人 "
	古田 隆良	30人 "
	古田 意玄	10人 "
	針治 雨田	8両3人扶持
	外科 吉村	6両3人 "
	林 友仲	15石3人 "
	山 田 悦益	12石3人 "
寛政12(1800)	大沢 宗知	3人扶持(江戸)
	岡村 元亮	10人 "
享和3(1803)	岡村 元亮	10人 "(薬種料銀5枚)
	大沢 宗宅	7人 "(江戸)
文化6(1809)	大谷 口阮	2人 "(出入り)
	岡村 元亮	10人 "(薬種料銀5枚)
	富永 与仙	10人 "
天保12(1841)	富谷 口阮	2人 "(出入り)
	中田 玄夢	無 格

（銀十五匁）と宿料三匁五分を支払った。薬は一服一匁で分けている。

売薬の他に、いろいろの民間療法を試みたり、医師にかかったわけであるが、宍田町名主・福井庄三郎が文化元年（一八〇四）から嘉永までの約五〇年間、薬や療法の「聞書き」を集めた小冊子が残っている（豊中市・八木忠雄氏蔵）。その

中には、乳の痛みに「こい、鯉、コイ、如^レ此三度書テ墨ニテヌル也、但シ密ニイタスヘシ」というような呪も交じっているが、腹痛・痢疾（下痢）・中暑（暑さあたり）・食傷（食あたり）・突眼^{つぎま}・中風・痔疾など種々の症状に応じて「妙効」ありと聞いたり、医師から教えられたもので、実際に「用テ効ヲ覚」えた薬の製法などを書きとめ、それぞれの場合に備えたものと思われる。その多くは漢方薬であるが、「阿蘭陀妙剂ヒリフス」というハレモノ・キリキズなどに効くという「妙法」も記されている。

売薬は古くから行なわれていたとみえ、『鳥井日記』の安永（一七七二〜八一）の旧記の中にも「生黄散」「紅袋散」という豊岡の回陽堂製の薬、各一服十六文の名がある。

南条家伝「高山薬」 神美地区長谷の南条家は、キリシタン大名・高山右近直伝という秘方薬「高山薬」を伝え、その販売で知られていた。同家の三代・南条元義（元禄七年没）は出石領主・小出吉英に仕えて

いたが、暇を乞い御抱え医師・波多野策庵の弟子となって玄安と改名、医師となった。「高山薬」の始祖と伝えられるが高山右近直伝とすれば、時代的にみて右近から伝授されたのは玄安の父の初代・元勝であったかも知れない。四代・三安（寛延三年没）も医師で、京都の医家・名古屋玄医を師として四ヶ年修業した。出石より長谷に移って以後は代々、その地で医家であったが、七代・豊昌以降は倉見の小出家に仕え、かたわら家伝の「高山薬」の製造販売に当たった。安政五年（一八五八）に九代・元泰が江戸在勤中に死去し一時、断絶したが明治十一年（一八七八）に再興、十四年には「高山薬」も再び販売を官許された。

へ雨も降らぬのに 唐傘さして あれは高山 医者ア殿

という当時のはやり唄が今に伝えられているところから、高山薬は相当はやったとみえる。

以後、太平洋戦争中に薬業の整理統合により第一製薬に吸収されるまで、「高山薬」の製造販売はつづいた。

『藩士分限帳』や『侍帳』から拾い出した藩医は、前表の通りである。

医 師

減知前の宝永六年（一七〇九）の『分限帳』によると医師は十二人もいたが、減知後は二人か三人になり（内一人は江戸詰）、天保の藩政改革後の天保十二年（一八四一）の『分限帳』では医師は一人も見当たらず、わずかに大扨従（付き従う役）にそれらしい者を見出すにすぎない。それも無格で定まった手当て



写197 岸田玄朴の墓
 旧・観音院(戸牧地区)墓地内に岸
 田丹山・友仙の碑と並んでいる。

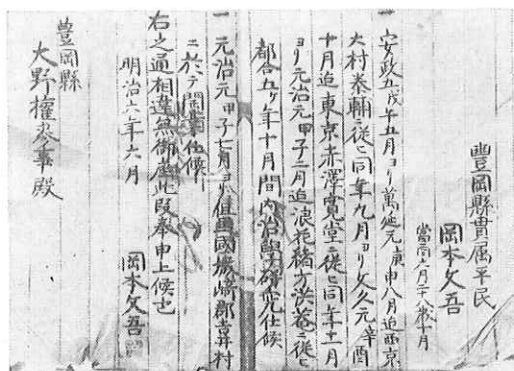
もないようである。おそらく町医で藩医を兼ねた者ではなからうか。

そのほか、『舟木日記』によると、寛政三年(一七九一)八月四日「中田立慶御雇」、翌四年正月二十九日「中田立慶落髪届ノ事」とあり当時、医師は僧形をしていたことがわかる。彼は謡・狂言に興味あり、舟木邸での謡初めの常連でもある。『豊岡誌』

にみえる中田公国(立誓)は、その養子ですこぶる学識ある儒医(儒者で医者兼ねる者)で天保四年、藩校・稽古堂が成ると、その学長に抜擢され、弘化元年(一八四四)に養父の職をついで藩医となり、安政五年(一八五八)六三歳で亡くなった。

なお『舟木日記』には文化十二年(一八一五)三月十五日、「岸田立悦御手医師仰付事」とあるが、『鳥井日記』には其悦とでている人物で、岸田丹山(文化十一年没)の後継者のようである。丹山は漢詩に秀いで、柴野栗山が文化四年に来但の際、水明楼に会し詩を唱和しているし、頼春水なども親交のあった儒医である。その父の寿軒も医者であるという(『豊岡誌』)。

なお、その家系の岸田友仙も医者であった。同じ儒医に京都の儒者・伊藤東涯に学んだ一柳立悦があり、享保九年(一七二四)に別れる際、東涯から「贈言」を贈られている(『豊岡誌』)。佐川元亨は元・壺屋久右衛門といい、京口町・佐川義右衛門の弟であるが、文化五年(一八〇八)三三歳で別家し商売に従事し、文化十



写198 岡本文吾の経歴書(但馬信用金庫蔵)

年に三七歳で医道を志して大坂で修業し、三年後の十三年帰国、新町へ分家して翌十四年に届を出して四〇歳で開業、文政三年(一八二〇)七月、四四歳で早世した。「乍恐奉願上二口上之覚」という当時の開業届が現存している(石田松藏氏蔵)。

このように当時は、医師願出許可制であったから、だれでも二、三年も修業して届を出せば簡単に医者になれた。「百姓の内病身等にて無抛よんどころなく医師に相成度」と願い出て、頭を剃ればもう立派な村医者となった(『医師

の歴史』布施昌一)者もあったが、化政期以後は村方では医師が増えた。神美地区では、香住村の田中河内介の実父・小森露齋・長谷村の南条元好、奈佐地区では大谷村の大坪道春・吉井村の岡本文吾が聞かえている。いずれも各地区の医療につくし、敬慕された。

その中の岡本文吾(一八四四〜九九)は、安政五年(一八五八)五月より万延元年(一八六〇)八月まで京都・大村泰輔に従い、同年九月より文久元年(一八六一)十月まで江戸・赤沢寛堂につき、同年十一月より元治元年(一八六四)二月まで大坂・緒方洪庵の適塾で学び、都合五ヶ年一〇ヶ月修業の後、帰国して同年七月より明治の初めまで吉井村で医院を開業した。豊岡地方では、豊岡藩士・松本速水とともに数少ない洪庵門下生である。その後、豊岡町本町で開業した。

他に古くは天文のころ鍼医・岡田惣兵衛(下陰村)があり以降、七

代が家業を伝えた。享保のころ岡素益は京で医を学び、岩熊村で開業、橋本玄智（享和二年没）は福田村に住し名医の評判をとったという。また久保田某（弥左衛門か）が赤痢に効いたという「調痢湯」を家伝の秘薬として伝え、他に梅毒の特効薬もつくったということである。明治になって上佐野で開業した山崎良節は代々、医者であったと伝えられている。

種 痘 疱瘡（天然痘）の流行も何回か豊岡を襲っている。この病気は小児がかかり易く、人生の最初の中にも、呉春山という人が霊夢中に授かったという呪（神方）が記されている。

ジェンナーが天然痘の予防法として牛痘接種法を發明したのが一七九六年であり、ヨーロッパに普及したのが一八一六年ごろからとされているが、日本に伝えられたのは文政七年（一八二四）以後のことである。明治まで牛痘接種の原苗となったのは嘉永二年（一八四九）にオランダ船がもたらした長崎苗であった。

元治元年（一八六四）七月、宍田町の医者・安藤謙叔は奉行所へ種痘の由来と効果を述べた添書とともに「種痘役仰付られる」ように願った口上書を提出し許されているが、いつ、どのようにして種痘をしたか、その詳細は伝わっていない。これより先、安政二年（一八五五）四月十五日の『由利日記』には丹波屋庄三郎方で娘・お峯らが「植ほうそう」をしたと聞いて見舞いに行ったとあるが、これは十八世紀の中ごろ中国より伝わった人痘接種法によるものらしく、痘瘡患者から直接得た病毒を健康者に接種するというもので、痘瘡にかかった場合と同じような症状を呈することが多く、予防接種とはいいいがたい、きわめて危険な方法であった。

第六節 巷に生きる人びと

目明かし

町奉行配下の同心の下働きをした者のうち、無給の者を目明かしという。

文政五年（一八二二）十月五日、「目明シ和平次病氣ニ付退役願」が出ていたが願いの通り許されたので、

「後役、目明役、小田井町妙楽寺屋伊八ト申者へ被_レ為_レ仰付_二候間_一」

在・町へ触れるという廻文がでている。

おそらく町人の中で顔のきく者が小頭から任命されて博奕の取締まり・火の用心・人の集まった場合の警備・犯人の捜査などに当たったと思われる。

元来はなんらかの家業を持っていたので無給であったと思われるが、文化十一年（一八一四）五月の手辺座歌舞伎興行以来、「目明シ名代」の興行が許されているところから、目明かしの手当てを興行収益でまかなっていたらしい。現に文政二年五月の十町名主名代の京歌舞伎興行では、名代銀を目明かしに渡している。

ところが、天保四年（一八三三）以後は、うち続く飢饉の影響もあり、また儉約令も厳しくなつて芝居興行が難しくなつてきたので、目明かしの懐中へ名代銀が入らなくなつたためか、天保九年十二月四日には十町名主・組頭一人ずつ奉行所へ召出して「当町目明是迄無駄（給）ニ付、当年より十五年之間町在ニ而金拾五兩宛_ズ出金、内五兩ハ積金仍_レ而取、十兩ハ目明へ諸用金ニ御渡し被_レ成、右積金五兩年々相嵩_ミ候上ニ而者、右利足

ニ而十兩生ミ出し候趣」を申し渡している。村方も半分出すように言い渡され、不承知のようであったが結局、請けることとなり、町方では取りあえず大晦日に「耄町より札式拾匁宛取集」めている。天保十年には「目明割」として寺町より四二匁、久保町より三九匁出しているが、かなりの負担であったらしく、まず組頭から反対の声が上がった。天保十二年八月二十七日、「目明割御免」の嘆願書が十町の組頭から名主に出され、名主の奥書がつけられて月奉行司名主へ提出され、名主連印の添願書をつけて二十八日奉行所へ出された。九月には大庄屋所からも御免願書が提出されている。その後がどうなったか不明であるが、目明かし割りは沙汰止みとなったのではないかと思われる。

文政五年まで和平次、それ以後に妙楽寺屋伊八、天保二年ごろは尾場瀬屋友次郎、天保十二年ごろには佐平次という目明かしがいた。

番 人 頭

「豊岡小藩過分ノモノニアリ、番ノ車右衛門、四方小左衛門」(『豊岡誌』)と当時の俗謡にある。町奉行を勤め、石門心学を説いた名ある藩士・四方小左衛門と並び謡われている車右衛門とは「罪人検挙ニ妙ヲ得タル者ナリ」と『豊岡誌』に記されている。

その名の史料初出は文化八年(一八一)七月一日、「浮浪人を一名預る」との記事であるが、この車右衛門は翌九年九月九日急死して、伴の政平が名跡を継ぎ同じ車右衛門を名乗った。

文化十二年十二月七日、「番人頭車右衛門、町方十五日貰イ、当年ニテ三年限ニ付、又々来子より五年、是迄之通り指免呉レ候様先月願書指出シ候故、十町申談、今日五町同役三人起会、車右衛門呼出シ願之通り承わり届候旨申渡候」とあるが「町方十五日貰イ」は天保二年(一八三一)四月にも、昨年で一〇ヶ年の年限が切

れているのに切替えをうっかりしていたところ目明かしを通じて尋ねられ、さらに一〇ケ年の延長を承認している。この「十五日貰」というのは以前はなかったことで、町方では身分相応にしている者は車右衛門に心づけとして米一、二斗か三斗、格別の大家は一俵ぐらいを毎年、歳暮に与えていた。ところが景気が悪くなつて心づけをする者もいなくなり、新たに一家を構えた者も一向に無関心で、車右衛門の渡世が難しくなり「十五日貰」をするようになったという。一家の飯米を年限を限って「十五日貰」として得ていたようである。またこれとは別に毎月一度、弟子を町方に出して米を「月次集」として集めていた。これは「行司名主より木賃等も無_レ之旅人之窮人、車右衛門方へ遣候ニ付、右飯料ニ前々より差免」（やぶ）されているからである。これには、年限はない。また、野荒らし防止など田畑の番もしたので、「野番給」として米八斗を毎年暮に受取っている。

文政七年（一八二四）三月二十五日、養源寺の鐘引きのあった日に因幡の相撲取りと「雪駄の売買」（せった）から口論になった者があり、相撲取りが刀を抜いて相手を斬ったので、番人・車右衛門が相撲取りを捕縛した。

番人頭の役目は、犯人逮捕・野荒らし防止・行倒れや浮浪人などの処置などであったが、このほかに文政八年の町方変義で多数の咎人がでた時、「咎人有_レ之候而拷問等被_ニ仰付_一候節ハ先格も有_レ之事故、番人車右衛門取斗_ハ被_ニ仰付_一ている。人のいやがる仕事ばかり引受けさせられているが一面、俗謡にも謡われているように「過分ノモノ」としての待遇と、信頼を得ていた。文政十一年二月三日、「勤方宜_ニ付_一」（よろし）他所へ出向く場合の帯刀を一代限り許されている。

文政元年、車右衛門の居宅の屋根の葺替えに要した三〇〇匁の費用を、各町で割りふって負担している。

また、文政十二年には車右衛門方の牢屋の瓦代金・二〇三匁四分を、二分ノ一を城崎郡兩組、四分ノ一を二

方郡、四分ノ一を豊岡十町で分担させられている。けだし、牢屋には豊岡領全域から咎人が送られてくるからであらう。

自身番

町の四辻に置かれた町内自衛のため設けられた番所を自身番といい、豊岡十町にもあったようである。町民が交代で昼夜詰め、町内の火の用心、警備などの安全確保に当たった。

文政二年（一八一九）閏四月八日の夜明け方に寺町番所の行燈の火から出火して騒ぎとなった。すぐ鎮火したが、定番の肝煎・市十郎はお叱り・追込めとなっている。

弘化三年（一八四六）閏五月十五日には、寺町の自身番は正午ごろに宮島屋勇平と桶屋定平の二人が勤めていた。二人とも居眠りをしているところを十五日参りの藩士が通りかかり、若党にとがめられたので後を追って詫びたところ、十五日参りの大切な日に免じて許してもらった。

文化八年六月二十一日、久保町に日勤当番用の五尺五寸ほどの金棒ができた。自身番は、このような金棒を引きずって町内を回ったらしい。

座頭

座頭は盲人の通称でもあるが、厳密に言えば盲官位である検校・別当・勾当・座頭の、最下位を得た盲人のことである。

豊岡にも、何人かの「座頭」の位を得た按摩師がいた。それらの按摩師の溜まり場を「配当場」と呼んでいる。貞享四年（一六八七）の三通の請状に名を見せる座頭・常ノ都は、「家主常都」と自署しているだけであるから、この時点では「配当場」の名称はなかったかも知れない（『新しい但馬の歴史』）。

ところが文化五年（一八〇八）、盲人の官位の総元締をしている公家の久我家で元服が行なわれ、祝儀とし

て鳥目一〇貫文が豊岡の座頭・警女らに支給された時、行司名主の請取書に「配当場古吟都江相渡シ申候」とあるところから、遅くとも十八世紀の末葉には成立した名称のようである。

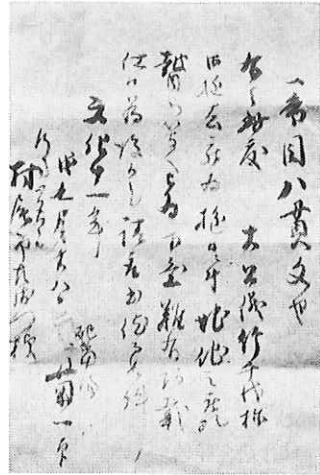
配当場は一ヶ所に固定したのではなく、名跡を継いだ座頭の居所が「配当場」であり、時代が変わり、座頭が代わるに従って配当場は移動したらしい。古吟都以後は、藪町か寺町辺りにあったようである。

藪町に住居のあった古吟都は文化十年七月初旬に亡くなり、その跡目を継いだ座頭・菊都を始め、文政年間の座頭・伊勢都も嘉永年間の座頭・梅之都も寺町に居住し「寺町配当場」とも「城崎郡配当場」とも呼ばれた。一般に徳川期は、盲人は当道座式目に規制される反面、種々の優遇を受ける事も多く、座頭という地位が一種の権利株となり、配当場は一種の権利職と化している。したがって、配当場という名称は当時の盲人が幕府を始め公家や在地の領主が施す種々の恩恵を権利と心得て「配当」と呼称し、それを受容する客体の場といった意味で自分の住居を「配当場」と名付けたものであろう。

当時は一般に、なにか祝い事があると配当場へも祝儀を配った。文化八年の記録に、初老年賀の餅配りのとき配当場の古吟都に祝儀として銀札四匁に餅を添えたとある（『鳥井』）。

このように幕府・領主はじめ一般からの施しも多い配当場は当然、座頭の死にもなつて新たな配当場の設置を巡って利権争いが起こりやすい。

古吟都は、文化十年七月に死亡した。古吟都は死に先立って下鶴井村の吉弥なる盲少年を呼び寄せて、名跡を継ぐ弟子と定めておいた。ところが、八月二十四日に突然、隣地の出石の座頭・谷都は自己の弟子・弥悦こそ古吟都の名跡を継ぐべき者であると主張した。まだ若年であるから自分、自分が後見するというのである。



写199 將軍家の竹千代様逝去により、下賜された鳥目(金銭)八貫文の受取状 配当場の菊市から行司名主・村尾市左衛門に提出している。

(松町・町尾登氏蔵)

これに対して、豊岡では三つの立場からする
反対論が起こった。

① 古吟都の住居地の藪町の住民が起こした
言い分はこうである。元来、藪町の住民は盲人
がいると何かと世話が掛かり、第一に火の用心
が悪いと嫌がって古吟都一代限りの住居は認め
ても引き続きの存在は許さないと今までに申し

入れていた。そこで、古吟都の死で「藪町配当場」は閉鎖されるべきものとし、もし引続き存在するのなら
「何卒目明きのものニ而名跡相続致候得者勝手宜候」というのである。

② 古吟都の兄・卯八は、親類中より目明きの者を養子として古吟都の後を継がせたい、とした。古吟都が
吉弥を跡目としていたとしても、自分は承服できない。まして、出石の谷都の推す弥悦については初耳だ、と
いう。

③ 豊岡藩や豊岡十町の名主も反対した。藩としては、自己の城下町に他領の座頭の居住を許すことはでき
ない。配当場は「領分之道具」であるという考えが強く、豊岡十町名主たちも同調した。

しかし、谷都は寺町・久左衛門方に宿をとり、強引に弥悦を配当場に入れ込もうと画策した。卯八や藪町の
住民に働きかけ、その承認を得て再度、嘆願書を久保町名主の所へ持ち込んだ。名主は驚いて、卯八を招き真
意を尋ねると、卯八は前言通り配当場には身内を入れたいと言うものの、谷都に抱きこまれてしまっているら

しい。

当の弥悦は、反対を押し切って配当場の主となっても、周囲の冷い目には耐えかねるだろうと、身を引いて親元に帰ると言い出した。谷都の立場は足元から崩れてしまった。

谷都は人物も良くないし、出石あたりの仲間からも除けものになっているので結局、弟子を表に出したものの自分が古吟都の後釜におさまるつもりであつたらしいとは、この事件に関係した久保町名主・鳥井忠左衛門の感想であつた。

古吟都の名跡は仲間惣代の出石町出町の三保都が預かっていたが、やっと十一月になつて気多郡栗栖野村の座頭・菊市が寺町に移り、名も菊都と改め、配当場の名跡を継ぐことになり落着した。

次の配当場を継いだ寺町の座頭・伊勢都の所へ奥野村から弟子入りしていた十五歳の素栄が、伊勢都居宅裏の堀割りで洗い物中に溺死した哀話が伝えられている。時に、文政八年七月十七日のことである。

第七節 洪水

文化十三年 遠く但馬の諸川を集めて流れる但馬一の大河・円山川の川下に位置する豊岡の地は、遠い昔からの洪水 何度となくその氾濫にあっている。天正（一五七三）以来、慶応（一八六五）までの四〇〇

年弱の間に、記録に現われている洪水だけでも三五件余を数え、平均すれば一〇年に一度の割りで見舞われていることになる。田畑に冠水することも多く、きまつて稲作にも影響して米価の高騰を招いたり、人家の浸水

から悪疫の流行を生じたりもした。

文化十三年（一八一六）には、二度も出水騒ぎを起こしている。八月二十日の昼前より降り出した雨は翌二十一日も降り止まず、昼ごろ川水は一丈ばかりとなり、二十二日も絶え間なく降り続き川水は次第に増えて行く。危いというので昼過ぎより永井・正法寺の村方は和久田堰に土盛りにかかった。夜に入っても雨はいよいよ激しさを増す。遂に町方から加勢の人数を出して、夜を徹して作業にかかった。明け方から水は少し引き加減になって一同、胸をなでおろした。六日後の二十八日に、加勢を出した町方へ両村の年寄二人が、各町へ一枚一升の銘酒切手を次のように持参して挨拶して廻った。

銘酒切手一〇枚	同 七 枚	同 五 枚
寺町・久保町	宵田町・中町	下町・竹屋町・新屋敷
計 二〇枚	計 十四枚	計 十五枚

その外に、四枚を立正寺へ土取場の礼として、また同じく四枚を出張してきた役人へ持参して挨拶している。総計五七枚（五斗七升）を、油屋（由利）

他四軒の酒屋から購入している。

ところが、十日あまりたった閏八月三日昼過ぎから降り出し、夜中いせち風（東南風）が吹き荒れ大風雨となり、翌四日もいよいよ激しく降り続き大洪水となった。町方も夕暮ごろから浸水しはじめ、水かさは刻々増していく。九ツ（夜十二時）過ぎには宵田口橋が落ち、流された。久保町辺りでは床ぎりぎりに浸水し、一時はどうなるかと大騒ぎであったが夜半過ぎに引き始め、五日朝は庭の水も引いた。二二年前の寛政七年（一七九五）以来の大洪水で、一丈九尺五寸の増水ということであった。

六日に被害状況を取調べたところ、小田井町に四軒・下町に二軒・竹屋町に一軒・新町に一軒、計八軒の流失家屋があった。九月三日に、これらの被害者に被害の大小に応じて、恵米が一俵ずつ四人に、または二斗ずつ四人に与えられた。また洪水で潰れた土堤の修理を洪水の一〇日後の十五日に、人足六五人で行なった。

嘉永三年の 嘉永三年（一八五〇）九月三日、但馬地方を襲った大洪水を宮井村・三宅家文書『前代未聞・大

洪水 洪水大變之事』によって記す。

二日朝より雨降り出し、夕七ツ時（午後四時）より北東の風雨吹き荒れ、三日の朝四ツ（午前十時）まで降り続き、村方では朝から大洪水となり、諸方の堤が切れ田畑に土砂が流入、稲作は八、九分（割）が駄目となった。豊岡辺では七ツ時（午後四時）満水して、約二丈七、八尺の増水となり、三五年前の文化十三年の水を八尺ばかり超していた。宵田町口の橋が流失、和久田堤も切れ、町方は浸水、小田井社前の石鳥居が倒れ、家二軒流失。本町で一軒、新屋敷村で一軒ということで結局、流家は二一軒に達し、潰家九軒、半潰家は二〇軒ばかり。死人・行方不明は八人となった。豊岡町方で床上浸水しなかった家は下町・塩屋久治郎一軒というところでほとんどの家が被害を受け、約八、九尺から一丈ほど浸水した。寺方で本堂が無事であった寺は、来迎寺・光行寺だけであったという。酒屋では土蔵に浸水、酒桶をひっくり返し、油屋では油壺に水が入るなど、塩・米・味噌・醤油など残らず流し、商品もぬらしてしまい商売もできない状態となった。奈佐谷十一ヶ村の内、流家は辻村に一軒、土蔵二、三ヶ所、船谷村では村半分が半潰れの状態となり、内町村・大谷村・吉井村・宮井村の田には堤が切れて石や砂が入り、三〇〇石ばかりの荒地ができた。残りの分も冠水状態で稲は倒れ、収穫は皆無となった。

表63 近世・豊岡洪水一覽表

年次	記	事	出典
天正元年(一五七三)	大雨弥月被害大なり。豊岡北方灘千軒流失。		五莊村史
二年(一五七四)	諸河汎濫甚し。害を被る。		" "
寛文十二年(一六七二)	七月五日大雨、六日より洪水、悪作。		田井『諸色覚日記』
延宝元年(一六七三)	五月十三日大雨、十四日に洪水。		" "
二年(一六七四)	八月九日より十日朝まで大風、出水、悪作、翌年春には飢にて大分死人有り。		" "
八年(一六八〇)	数度の風雨洪水、悪作、十月二十三日夜より大雪、翌年二月まで雪あり、麦腐る。		" "
天和元年(一六八一)	数度洪水、特に七月九日より十日の水にて大分悪作。		" "
貞享三年(一六八六)	七月二十五日大風雨、夜より洪水悪作。		" "
元禄八年(一六九五)	度々洪水にて悪作。		" "
享保十四年(一七二九)	出水。村内被害多し。就中、江野、栃江甚し。	五莊村史	
十六年(一七三一)	又々出水。当年も江野、栃江甚し。	" "	
寛延二年(一七四九)	七月四日大風雨、大洪水、被害大、舟町四〇軒余流出、町方潰家一三八軒死人二人。	" "	
宝歴七年(一七五七)	八月大洪水。	" "	
十二年(一七六二)	秋大洪水。村々被害甚大。	" "	
明和五年(一七六八)	大洪水。出石郡下郷の百姓年貢方願事にて騒擾。	女代社旧記	
安永五年(一七七六)	七月二十一日円山川大洪水。	内川村史	
寛政元年(一七八九)	六月十八日大旱の後に長雨。大出水被害甚大。	女代社重宝記	
七年(一七九五)	閏八月二十二日より雨降り続き二十七日明方出水。豊岡町中床上浸水。三十日、水引く。	鳥井日記	
八年(一七九六)	四月二十八日豊岡風雷大雨、ひょう降る。麦及び桑・茶を損ず。	校補但馬考・鳥井日記	
文化元年(一八〇四)	七月二十八日大雨洪水。豊岡和久田の堤防決潰。	校補但馬考	

文化五年(一八〇八)	閏六月二十九日洪水。御領分悪作。	鳥井日記
八年(一八一二)	五月五日大風雨出水。凡そ一丈四尺程。	〃
九年(一八一三)	七月十八日出水、野田繩手切れる。一丈四尺。	〃
文化十三年(一八一六)	八月二十三日昨夜大雨出水。凡そ九尺一丈。	〃
十三年(一八一六)	八月二十二日出水、一丈四尺。	〃
文政二年(一八一九)	閏八月三日昼より雨ふり、夜中大風雨。凡そ一丈九尺五寸。	〃
七年(一八二四)	五月十一日大雨出水。未明、五人乗りの船が小田井橋杭に当たり一人死亡。	〃
八年(一八二五)	二月二十四日、二十五日、大雨出水。一丈四尺。	〃
天保六年(一八三五)	八月十五日一〇年来の大出水、一丈二尺。田畑残らず冠水。但し、町筋へは水上がらず。	〃
十三年(一八四二)	五月二十二日昨夜来の大洪水となる。和久田堤決潰。	〃
弘化三年(一八四六)	洪水のため瀬戸村に山崩れを生じ、土砂流入、一反二畝十八歩を埋む。	港利村誌
嘉永三年(一八五〇)	三月六日出水。一丈余。	由利日記
万延元年(一八六〇)	九月二、三日大洪水。人家流失多し。二丈七、八尺増水。「前代未聞」という。	三宅家文書
元治元年(一八六四)	数度の出水。	但馬地方災害年誌
慶応二年(一八六六)	八月二十九日大出水。一丈五尺の増水、浸水家屋夥し。	〃
	八月八日大雨、円山川増水。二丈三、四尺、六、七尺。	豊岡治政
	八月十四日、十五日、更に大雨。諸川氾濫、堤防決潰、人家流失。	〃

豊岡領域外では、松岡村(日高町)で茶屋二軒、土蔵とも流出。伊福村(日高町)で二軒流出。手辺村(日高町)で九軒流出、死人十一人である。以上は被害の概略であるが、養父市場より下流七、八里の間で半潰れの家は何千ともはかり難い惨状であったという。

嘉永三年の洪水のエピソードとして『校補但馬考』にも記されているもので、この文書の記述と若干の相違

があるものを『三宅家文書』から記しておく。

三日朝、田町（小田井町の内）の十三軒が流失したなかに、野上屋重次郎の土蔵だけが残った。しっかりと建物であったので、隣家の人びとも壁を破って集まって来たが、二階にも水が上がってくるので、天井を破り屋根裏から一人ずつ屋根にはい上がった。最後の一人というところで、上がる間もなく屋根が動き出し、それっきり、その一人は声もなく水に吞まれてしまった。屋根の上には男女二人がすさまじい流れの中に押し流されて、下陰村の畑の桑の木にひっかかった。夜になって、四町ほど向こうに火が見え「助け舟」と呼んでも風雨吹き荒れ水は逆巻き、とうてい声は届かない。一同、生きた心地もなく夜を明かし、ようやく翌日、水が少し引けたころ二艘の船に救助された。不思議なことに、一同が船に移るや否や、屋根はゆれ動いて流れ出したということである。全く九死に一生を得た思いであった。『校補但馬考』では、「陰村・信楽寺の桑畑」に流れついたのは二五人であるとしている他は伝聞のせいか、記述は簡潔である。

『徳証寺過去帳』によると、水は座敷の上（当時、徳証寺は光行寺中にあつた）を二尺ばかり超え、田町で二〇軒余、町中で四〇軒ばかり流れ、死人も七人出たという。

『由利日記』によれば、豊岡の町方では四日朝から水は引き始め、五日は早朝から諸方で洪水の運んだ泥土を落としたり、道具類を川に持ちこんで洗ったり、後片付けに大変であった。六日も終日、掃除と後片付けにかかるが多かったが、翌七日には店を開く所もできてきた。八日には、奉行所より被害状況の検分に役人が出張して町内を廻った。十一日には、ぬれ米・上米とも藩米を店端売り（小売）に出すとの達しがあり、五町名主が相談して値段を格安に決めた。またぬれ米は、蒸して干し上げ白米にするようにとの達しもあった。

表64 文化14年3月・火事被災軒数

地域	類焼	潰家	計
久保町	35	5	40
永井町	9	1	10
新屋敷村	14	3	17
総計	58	9	67

十二日には、下浦（二方郡方面）より一〇〇俵を導入した。一石当たり銀一二五、六匁とのことであるが、運賃が入って、実際はそれ以上になる模様であったという。

第八節 火災

文化十四年 江戸期の豊岡は幾度か大火に見舞われているが、その中で文化十四年（一八一七）三月二十九日の大火 夜八ツ（午前零時）ごろ新屋敷村から起こった火事は、久保町・永井町・新屋敷村で類焼五八軒・

潰家九軒の総計六七軒の被害を出した大火災であった。

当時は道幅も狭く、その上に萱葺きの家が多かったので全く防ぎようがなく、主として火災現場近くの家を潰して延焼を防ぐ破壊消防にたよった。いつの場合も、潰家になった人たちには一般の類焼者より手厚い援助の手が加えられた。この時の潰家九軒は、藩から一般類焼者なみに各家とも恵米一俵を送られたほかに心付け三〇匁ずつをもらっている。

火元吟味 四月一日に奉行所から小頭と下目付二人が検使として焼跡を検分し、

新屋敷村庄屋宅で火元被疑者二人（新屋敷村・庄次郎と同村に木小屋を持つ久保町の越後屋市兵衛）を呼び出し吟味したが、両人の争論となって決せず、双方とも口書を取って夜五ツ半（午後九時）ごろ引取った。翌二日の八ツ時（午後二時）に評定所へ兩人を呼び出し、引き続き火元吟味を行ない、庄次郎方には近所

表65 近世・豊岡大火事一覽表

年次	月	日	記 事	出 典
元禄十五年(一七〇二)			豊岡大火で御霊社焼失	豊岡誌
宝曆十二年(一七六二)	六	七	新屋敷・中町・久保町で五二〇軒焼失	鳥井日記
明和九年(一七七二)	四	十三	鍛冶町・喜左衛門火元の大火。約三〇〇軒焼失	女代社重宝記
寛政十二年(一八〇〇)	七	十	宍田町・桶屋仁右衛門火元の大火で約三〇〇軒焼失	鳥井日記
文化十年(一八一三)	閏十一	七	目坂村大火。七四軒焼失	由利日記
〃 十四年(一八一七)	三	二十九	新屋敷・久保町・永井町で六七軒焼失	鳥井日記
〃 十五年(一八一八)	三	二十八	中町・下町で二五軒全半焼	〃
文政五年(一八二二)	二	七	尾崎村で十一軒、円福寺も焼亡	〃
〃 六年(一八二三)	二	十三	高屋村で一〇軒焼失	〃
〃 十二年(一八二九)	十二	二十七	氣比村で大火、全焼一三二戸・半焼十三戸	氣比村文書
天保十三年(一八四二)	五	七	瀬戸村で七六軒焼失	港村誌
〃 十五年(一八四四)	四	二	寺町で八軒焼失	鳥井日記
嘉永六年(一八五三)			中陰大火で十二戸焼失	五莊村史
安政六年(一八五九)			戸牧大火で十三戸焼失	〃

の者二、三人の証人があつたが、市兵衛には証人なく「申分不_ニ相立_一候_ニ付_レ」、市兵衛の木小屋から出火と決まり、手鎖・親類預けとなつた。

当時の出火届に見られる出火場所の多くは、灰小屋（肥料用の灰を集積した小屋）というのが多い。出火原因として最も納得されやすいが、不審火や責任を問われやすい失火原因の追求を避けるための便法とも見られ、木小屋なども灰小屋として使用していたとの弁解に利用されたフシがある。

萱屋根禁止

次の文化十五年にも、前年の出火から丁度一年目の三月二十八日に、中町と下町で二五軒が全半焼する火事が起こった。前年の大火後、藩は被災者に建物を町なみから二間引かせて建てさせ、すべて瓦葺きでなければ建築を許可しない触れを出していたが、再度の火事に驚いて本町筋だけでなく裏町でも葺替えを命じている。

五月八日は、八ツ時（午後二時）から小頭と五町名主が十町二ヶ村を検分して同月二十三日、宵田町・中町・下町は裏屋も萱屋根の分を今年中に葺替えよ、と命じた。

ただし、横町から下は困窮者もいるから近年のうちに、おいおいでよい、小尾崎町・新町・京口町・寺町・久保町・竹屋町・小田井町・新屋敷・永井町分は萱屋根が多く急に葺替えも難しいから近年のうちでよいが、寺町・小尾崎町などお城近くの者は一兩年のうちに葺替えよ、とも命じている。

「出火の節」 文化十四年十月、作事方普請奉行から規定三ヶ条が出た。

一、出火のときは町人足三〇人を名主が召連れて駆けつけよ。その際に名主に印のついた胸当ての規定

三〇ヶを渡すから、人足につけさせ、作事から渡す火消道具を持って普請奉行へ引継ぎ、現場へ出動すること。

一、火事現場では、夜は作事方の印のついた高張提燈、昼は幟を立て、その場を離れず一所で働くこと。一人でも離脱する者があれば重く処罰する。

一、鎮火して引取る際は、各自持参の火消道具を持って普請奉行に引継ぎ、作事方まで引取ること。もし火事場からの途中で勝手に引取る者があれば、処罰する。

以上は、作事詰め火消人足の規定であるが、町方では各町々に火事役を定めて出火の節は出動し、各々協力

し合った。寛永年間（一六二四）からは、豊岡十町と立野村・六地藏村・三坂村・妙楽寺村・大磯村・九日市村の間では、相互出動協定が結ばれていたという。文政五年（一八二二）二月七日、田鶴野地区尾崎村の火事では豊岡十町は出動協定地区外なので出動の義務はないものの、一町から五人ずつ火消人足を非常招集して消火に協力している。

第九節 禁令さまざま

儉約令 藩財政の維持・町人統制・ぜいたく禁止などのために、繰り返し儉約令が出されている。次は、文政五年五月に出された一例である。

一、衣類は木綿に限る。重立った者の妻子でも縞袖に限ること。帯の金糸入りなどや振袖は禁止する。
 一、傘や履物類で華美な品は用いてはならぬ。

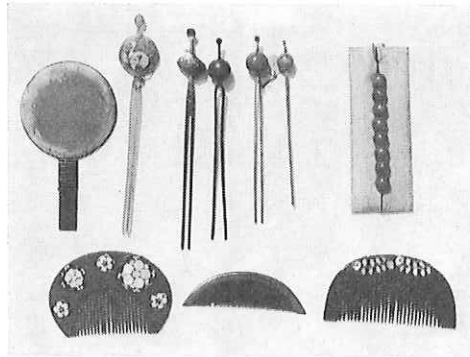
ただし、粗末なもので、かえって出費になるものもあるから、皮鼻緒や雪駄類は許可する。
 一、青張り日傘を禁止する。

城郭内で日傘を禁じる。召使いたちにも不相応のことがないよう申し聞かせておくこと。

一、慶弔は、いろいろな形式もあろうが、家業を続けることが第一義のことであるから、儉約して手輕にすませること。

一、饗応は一汁一菜、格別の場合で一汁三菜に限ること。酒宴は深更まで及ぶことを禁止する。

- 一、贈答は、できるだけ取りやめよ。特に慶弔のときなどは、手軽な品は取りかわしてもよい。
- 一、初轎・初雛・盆踊・例祭などのときも、儉約を心がけよ。
盆踊で目立つ服装をしたり、例祭で俄芸をすることを禁じる。
- 一、狐狩では、十五歳以上の者は参加するな。子どもの付添いの者は、例外として認める。
若者が初狐狩を祝うことは禁止する。
- 一、祝儀のとき若者が樽入れすることを禁止。
- 一、托鉢の他の権化（宗教上の物ごい）を禁止。
- 一、芝居は年に三回の興行を認めるが、一回は目明かし主催とする。
京・大坂芝居は禁止。
- 一、料理屋は最近、禁止したのにモグリ営業の噂がある。今後は、きつく禁止する。内々で営業する者があれば、必ず咎める。
- 一、博奕は、かねて触れてある通り嚴重に禁止する。
疑わしいことがあれば調べて、必ず届け出よ。
- 一、占い師などは、町内に数日も留まってはならない。町内の者が占い師をやってはならぬ。
- 一、最近、身分不相応な裝飾品を用いる者があるが、嚴重に禁止する。小鳥を飼うことも同様。
- 一、好き勝手をいって、意に沿わないと悪事を働いたり、女に暴行したりする若者があるらしい。今後、必ず慎しむこと。町役人らは平常から注意を怠るな。



写200 御禁制の対象にされた江戸時代の高級髪飾り類 (市立郷土資料館蔵)

文政八年二月二十三日、小田井町の大黒屋・伊兵衛は、祝儀で深夜まで音曲をまじえて騒いだとして、「不届きにつき」追込めになった。翌九年の十一月四日には、光行寺へ参詣の中町の二方屋・又右衛門と近江屋・幸右衛門の家内が、儉約令違反でお叱り・追込めになり、他にも中町・小尾崎町・新町・京口町の商家の家内が同趣旨でお叱りの上、過料三〇〇文を科せられている。

文政八年三月一日、銀細工や鼈甲べっこうなどの品の禁止後は、手を尽した高価な蒔絵の・かんざしなどを木細工物にすぎないと称して用い始めているので、「すべて高価な品」は禁止であると触れ直さねばならなかった。

儉約令が徹底しない一面に、景気に関わらぬ庶民のエネルギーを見ることが出来る。

博奕禁止令

賽を用いて勝負を争い賭けた財物を取りあう賭博は、古代から盛んに行なわれてきたが特に江戸期、幕藩制下の生活の不安感が増すとともに横行した。儉約令とならんで、しばしば禁止令が出されたが、ここでは文化八年十一月の禁令を意識して例示する。

一、博奕について従来、嚴重に触れてきたが、若者たちの博奕の噂は跡を断たない。町内三ヶ所に投書箱を設置したから、博奕に宿を貸したり、人を集めたりする者を見れば、直ぐに投書せよ。投書箱は四、五日に一

回、行司名主が立会って小頭が検閲する。

一、従来は直接、本人を取調べるようにいつてあったが、人情や義理にからんで正当に取調べしない向きもあるので今回、右のように投書方式に改めた。遠慮なく書面で訴え出よ。夜分にこっそり博突をしても、周囲のものが訴え出るから、隠しだてすると近所の者も厳しくお咎めを受けるから注意せよ。

ついに、密告を奨励するところまで来ていたらしい。

文政九年（一八二六）六月五日八ツ時（午後二時）、小頭が寺町名主宅に出張して寺町の氣比屋・久次郎を呼出し、「博突筋之義ニ付」お叱り、追込めを命じている。時代が下るにつれて処罰は、厳しくなっていた。天保七年（一八三六）五月二十日には久保町の塗師屋・伊兵衛は博突の宿をしたというので「御叱之上入牢」を申付けられ、向こう三軒両隣は五〇〇文ずつ過料金を科せられ、組頭組合も一貫文を科せられた。外に宵田町・滋茂町・寺町・竹屋町・新屋敷村の八名が作事人足として課役を受けた。

なお、文政五年九月には賭博類似の弓技を禁止している。「寺町氣比屋利七方、同米屋佐七郎方ニ而、賭的弓為射候趣不届ノ事ニ候間、急度差留候様小頭殿より被申候」とある。

停止令 停止令とは天皇・將軍・藩主やその一族の死亡の場合出される歌舞音曲などの停止を命ずるものであるが、最も重いのは藩主の死亡の場合である。その一例として豊岡京極領第八代藩主・高

行が、弘化四年（一八四七）に亡くなった場合の停止触れをかかげる。

一、唱物・音曲・高声・普請、停止之事

一、肴糺候義、裏ニ而穩便ニ可取斗一事

- 一、御門内へ魚売一切差留候
- 一、市立都而人集候義遠慮可_レ致事
- 一、寺院諸義説法人集候義遠慮可_レ有_レ之旨役人共より可_ニ申達_ニ事
- 一、米搗・木割・大工・桶屋・鍛冶・石屋都而音高キ類停止之事
- 一、他処商人御郭内へ入問敷候并ニ高声ニ売歩_{りある}行間敷事
- 一、火元入念ニ可_レ致事
- 一、自身番昼夜ニ入念ニ可_レ致事
- 一、諸殺生停止之事
- 右之趣入念ニ可_ニ申付_ニ事

十月二十四日

音をたてるものはすべて禁止され、静かに喪に服することが要求されるが、生活に必要なものから禁止はとかれていく。まず二十六日には「飯料ニ差支候向も可_レ有_レ之間、穩便ニ米搗候義明廿七日より差免候」と米搗が許される。次いで十一月七日に「明八日より御停止之内、木割・屋根繕い・釘打位之事、并ニ大工・桶屋・鍛冶屋等、内ニテ之分御免_{ゆるし}」がでて「又、寺方談義、説法も不_レ苦」許可される。藩主の喪の発表と同時に藩士の馬による町方見廻りや各町の組頭による町内廻りが始まるが、「御馬廻り」は十四日夕限りで終わるが、「組頭廻り」は二十八日夜まで続く。十五日には家業による殺生や、魚類の糶や市場を開くことなどが許される。全面的に停止令が解除されるのは、実に五二日目の十二月十五日のことであった。

その他 文化八年（一八一二）、「町筋干物猥りニ付」通りに洗い物を干すことを禁じている。また当時、藩庁や武家屋敷の建ち並ぶ郭内は、町人はかぶりものは取り、日傘はたたんで静かに通行しなればならなかった。文政三年（一八二〇）五月に郭内を「音曲ニテ通行スル」ことを禁止する触れが出ている

し、文政十一年には郭内で「日傘差候由」で一町人が過料錢五〇〇文を取られている。その後、天保二年にも郭内での日傘禁止令が出ている。遊びの内容は不明であるが、文政元年十二月には子どもの「穴一」「驚足」という遊びを禁じている。

第十節 賞 罰

高齢者表彰 文政十三年三月一日、九二歳になる寺町の骨柳屋・紋次郎の祖母と九六歳の新屋敷の骨柳屋・半平の母が、長寿の「御賞美」として鳥目一貫文を下された。

弘化二年（一八四五）三月十五日には、藩主・高行が居間の縁先近くに呼び出して、八〇歳以上の高齢者に目通りを許し、打綿二〇〇匁ずつを下賜した。この時の高齢者は町方で二二人、在方で三一人の計五三人である。内、男は十七人、女は三六人であるが、弘化二年の町方人口は三三六三人であるから、町方の八〇歳以上の高齢者は〇・六五割ということになる。

後述のように、宗門改めの場で孝行者を表彰することもあった。

死 罪

豊岡藩の刑罰としては、叱り・過料・追込め（謹慎）・手鎖追込め・手鎖親類預け・入牢・家屋敷欠所（没収）・領分払い（領外追放）などがあるが、一番重いのはいうまでもなく死刑である。

京極領治下の二〇〇年間の記録で見ると、死刑執行は三回ある。

その一は、延宝四年（一六七六）春、豊岡の小頭で伝右衛門という者が放火（既遂か未遂か不明）の罪で火あぶりになった。堀川端の処刑場は見物で埋まったという（田井家『諸色覚日記』）。その二は、内容は不明であるが享保十一年（一七二六）までのことであるという（『鳥井』）。従って死罪は、京極藩が丹後の田辺から寛文八年（一六六八）に豊岡に移封してから減知される享保十一年までの六〇年間に二回あったわけである。以後は明治維新（一八六八）までの一四〇年間に一回だけである。

この一四〇年間には、文政六年に銀札を盗み偽造をはかった経済犯や、文政八年に「町方変義」で首領として捕えられた政治犯が、いずれも死罪にならず「領分払い」で済まされている。おそらく藩の行政策からきたもので、豊岡移封直後は武断的な威嚇刑主義をとって人心に釘をさして置き、以後は寛容主義を取ったが、時の経過とともにゆるんできた人心に一喝を加える趣旨で行なわれたのが次の第三の死刑であったと思われる。その三番目は、天保九年（一八三八）八月四日に行なわれた斬首刑である。天保六、七年と続いて全国的な大飢饉に見舞われ、八年にはやっと豊作のきざしが見えだしたとはいえ豊岡十町二ヶ村で餓死者は二二八人に達し、大坂では大塩平八郎の乱が起こった。この年に、足軽・竹下源義が藩倉に入り込み金や米を盗んだ。直ちに召捕えられたが、風雨に乗じて破獄、西ノ下の多田村（日高町太田）の縁者の家に立ち寄ったところを捕えられたが、ここに至って従来の寛容政策は一擲されて、極刑の死罪の宣告になった。

藩主・高行は、いわゆる「御改革」を強行するについて、折悪しく天保の飢饉という異常時を迎えた。そこで人心の不穏が仮りにもありとすれば、これを押さえねばならない。そこで竹下源義の罪科に死刑を課することにより、治下の民に対して藩は断乎たる決意を示したのであった。竹下の処刑は、彼が最下層の武士とはいへ、とにかく士分の身にもかかわらず公衆の面前で執行することとし、奉行所は当日、一般町民が見物にくることを許した。天保九年八月二日に「明後四日朝五ツ時（午前八時）野田縄手ノ御仕置場ニ於テ、死罪仰付られ候間、勝手次第ニ見物ニ参り候様」と触れている。つまり、京極藩では死刑の執行は、客観情勢に応じた行政的意図によって決定される性質のものであったといえよう。

処刑場は野田縄手の大石塔の西の方の畑を引きならし、砂場およそ十四、五間の四面を青竹で矢来を結んで、中に二間四方で高さ一尺ぐらいの首切場をしつらえた。

これは、野田村民に命じて臨時に作らせたものであった。朝五ツ半（午前九時）ごろ、御物頭・大目付と首打ち三人が来た。

先頭に同心の三、四人が先払いを勤め、首打ち三人（番頭・岡本常次郎と打ち人・橋本利蔵に刀洗ひ・西内甚作）が続く。次に、御物頭・堀甚太夫と大御目付・伊藤薔が装束馬に乗り、口取り・若党・草履取り・片袂箱・合羽籠・鎧持を揃えて練り込んだ。処刑場の西南に堀らが控え、首打ち三人は入口から西へ五間ばかり寄って控えたところへ、同心四人を先頭に徒士目付・竹島五左衛門が後に控え、白衣の罪人が六人かつぎの蓮台に乗せられて来た。その後には番人・車右衛門と数人が付いている。竹島五左衛門が罪状を読み上げて死罪を申し渡し、巳ノ半刻（午前十一時）ごろ斬首した。首は三分ほど斬り残し、斬ると同時に前に掘った穴へ投げ

こんだ。檀那寺の僧が控えていて死骸を願ひ受け、桶に入れて引取ったという。

首斬り役には新規の足輕を当てた。

「右者当所ニテハ珍敷事ニ有_レ之候。御本知之時分（滅知前）ニハ一兩度有_レ之候咄承伝候得共、御半知已来無_レ之事ニ候」（『鳥井』）と記されている。

領分払い 死罪に次いで重いの領分払い（領外追放）である。文政六年に藩札を盗み偽造をはかった犯人や、

文政八年の「町方変義」で首領とされた政治犯が領分払いとなつてゐるほかに、火事の火元は領外に一定期間追放されたようである。

追放先や追放期間の詳細は不明であるが『五荘村史』は、失火で放逐された戸主を帰村させるために類惣代・組合惣代・年寄・庄屋が連署した次のような趣旨の陳情書を紹介している。

「先ほど市助こと火元をしでかし、不届なことで、即刻追放となりましたが、老母・娘は格別のおなさけで早々、帰村を許され有難いことでございます。なにぶん老人・子どものことですから日々、難波なことで村内近所の者も心配していますので、まだ日数も経っていませんが、何とぞ格別の御憐愍で早々帰住をお許し下さいますようお願い申し上げます。

嘉永六年十月

下陰村類惣代 伝

他 助

大庄屋 木築五郎右衛門殿